

平成28年（2016年）3月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成28年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年3月15日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

（うち遅刻議員）

8 番 入江康仁

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育長	村島赳郎	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平野隆久	15番 中津畑正量
----------	-----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、8番 入江康仁君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりでございます。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、ご報告申し上げます。

本定例会において、10人の議員の方から一般質問の通告書が提出されました。一般質問については、日程は3日間を予定しておりましたが、本日は5人、16日の明日は5人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。なお、会議の終了時間でありませんが、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることとしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野 隆久君

15番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る3月4日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は5人といたします。運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長からご答弁をいただき、数値的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限に止めていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

それでは、3番 奥村仁君の発言を許します。

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

3番 奥村仁、議長の許可をいただきましたので、平成28年3月議会における一般質問をさせていただきます。

改めておはようございます。

今回は初日、最初の質問者となりましたので、いつも以上に気合を入れて臨みたいと思います。スポーツ振興や地域振興などにおけるインフラや施設整備等、また、人口減少問題と住宅事情について、町長がめざしている方向性や思い描いているものについて、お聞きしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の定例会において、通告してあるのは、スポーツ振興事業による交流人口の増加と、

今後のまちづくり、そしてもう1点は、町営住宅のあり方と人口問題の2点であります。

それでは、1点目のスポーツ振興事業による交流人口の増加と今後のまちづくりの質問に入ります。当町は数年前からスポーツ振興への取り組みに力を注いでいます。庁舎の移転に伴い東長島スポーツ公園の整備を行い、赤羽公園野球場の整備をはじめ、新設の県営大白公園グラウンドを町管理に、また、海山グラウンドの排水工事に着手するなど、グラウンドを使う競技としては、環境整備が整いつつあるように思います。

また、武道館をはじめとする各体育館も、雨漏りや天井工事、フロアの張り替えなども進み、普段の練習をはじめ合宿や試合、大会と利用量も確実に増加してきているものと思います。そこで、まず最近の施設使用実績や合宿や試合等の誘致状況について、お聞きします。

また、町長は28年度の施政方針の中で、新たなまちづくりのスタートになる重要な年、地域の発想や創意工夫あふれる施策に取り組もうと考えているとし、平成33年の国民体育大会に向けて、引き続き、スポーツ合宿や大会の誘致など、スポーツ交流を進めるとともに、町長杯スポーツ大会の開催や環境整備など、スポーツによる地域の元気づくりへの気運を高めていくと説明されていました。

国体の公開競技のグラウンドゴルフをはじめ体育館でする競技でも、新たな競技の取り入れにも取り組み、27年度はスポーツ推進担当の職員を設置している効果が、確実に出てきているものと考えられています。

そこで、今後のスポーツ推進、合宿、大会誘致への取り組み方針について、お聞きします。大会や合宿が増えていくことは、地域の経済や賑わいなどへの効果に確実につながっていくものと思います。その反面で、施設利用者からはより良い環境を求める声や不備のあるものについての意見が出てくるのも増えてきていると考えます。

既に耳にしていたり、町長も担当者も感じていることがあるのではないのでしょうか。例えば大白公園ではテニスの大会に、多くの学生や保護者が集まります。グラウンドではサッカーなど大勢での競技が開催されます。そのような中、雨など急な天候の変化や日差し対策など、肝心な部分が手つかずなものではないのでしょうか。

2年前の夏は熱中症により、救急車を何台も出動させるという状況もありました。現在でも、木陰は少なく対策も見当たりません。今後の方針として、そのような木陰対策や、そういう施設についての方針をお聞きします。

町内に各施設が点在する中、大白公園エリアはテニスコートをはじめ、多目的グラウン

ド、サブグラウンド、また周辺には広大な芝生エリアや健康ウォーキングコースでもある周回コースもあります。サブグラウンドの奥には県有の土地が広がり、遊歩道のような形で高台まで登る道が残っています。また、その上には平らに切り開かれた土地があり、このエリアはこれからまだまだ開発の余地があると思います。

スポーツ振興とまちづくり、ひいては三浦方面へアクセス道路をつなぎ、観光道路としてもとらえ、その先に42号線や始神テラスとの接続も考え、人の流れをつくるなど、計画をもって進めれば、他の地域から人を引き込む魅力あるエリアとして、経済の発展にもつなげていけると思います。また、人が集まるエリアとして、今後、県道矢口浦上里線の完成を見据え、県としても矢口、白浦、島勝、引本、須賀利など防災拠点の1つと捉え、常設のヘリポート設置も考えることができると思います。

このエリアの今後の計画について、考えをお聞きします。まずはここまでです。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。今日、明日と一般質問でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

まず、町内のスポーツ施設のお話からお答えをさせていただきます。町内のスポーツ施設にはですね、町が管理する社会体育施設と学校の体育館施設があります。これらの施設は一般のスポーツ団体やスポーツ少年団、中学校の部活動などで活用されているところでございます。

社会体育施設の使用状況につきましては、平成26年度実績で4,120回、このうち合宿や大会等での使用は181回でした。それから、今後の利用見込みについてでございますが、スポーツ施設につきましては、合宿等が集中する夏場は、グラウンドや体育館、宿泊施設の調整に苦慮することがございます。合宿等のお問い合わせがあっても、お断りしたり、地元で活動する団体にお休みをしてもらって、調整しているなど、このような現状がございます。しかしながら、年間を通じての利用でみると、施設は足りていると思うところでございます。

今後の利用方針についてでございます。町民が運動に取り組む活動を支援しながら、現在ある施設を最大限に活用して、スポーツのまち紀北町をPRして、合宿や大会の誘致活動に一層力を入れてまいります。また、施設のメンテナンスに力を入れまして、常にスポ

ーツに適した状態で使えるように配慮しまして、利用者の満足度をあげることで、リピートにつなげていきたい、そのように思っているところです。

急な天候の変化や事故や病気などの対応でございますが、今はですね、既存の休憩所の簡易テントなどで対応しております。簡易テントにつきましては、ほとんどの団体が持参しておりますし、各グラウンドには少しですが、町のテントも備えつけているところでございます。

また、事故や病気などの対応につきましては、事前に合宿誘致用パンフレットをお渡しして、町内の医療機関の連絡先や場所をお知らせしておりますし、休日の場合は救急医療情報センターへの連絡を案内しておりますし、各グラウンド等につきましては、AEDも設置しているところでございます。

経済効果につきましてはですが、合宿や大会にお越しいただく方々には、事前に郵送する合宿誘致用パンフレットを同封させていただいております。町内の観光や食事、お土産などが掲載されたパンフレットを送付しておりますし、町内店舗への立ち寄り等の参考にさせていただくとともに、実際に店舗にご案内することもございます。

また、合宿のサポート窓口ということで、ワンストップサービスを行っておりますし、合宿団体に代わりまして、宿泊施設、お弁当、二次交通の手配など行っておりますし、町内の施設をご案内することで、地域への経済効果が高まっていると考えられますし、大変喜ばれているサービスでございます。

まちづくりやスポーツ施設の充実についてはですね、スポーツ交流、これは町がめざす安全・安心、にぎわい、人、地域の元気、その中でもにぎわい、人、地域の元気を実現する施策でございますし、議員がおっしゃるように、まちづくりは交流人口の増加についても、大きな可能性があるのではないかと考えております。皆様方のご協力をいただきまして、24年で3,005泊であった合宿や大会宿泊数が、平成25年は4,378泊、平成26年には4,763泊と、年々増加しているところでございます。

町内には複数のスポーツ施設と宿泊施設、弁当業者などがありまして、また、温かい気候と自然の練習フィールドがスポーツ合宿に適した地域であることから、それらを連携しまして相乗効果により、ますます合併や大会の誘致を積極的に行っていきたいと、そのように考えるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

ご答弁いただきました。やはりですね、スポーツ合宿等の誘致が始まってから、かなり宿泊も増え、グラウンド利用も増え、経済効果があがっていくような形ができているようなところがあると思います。まず、大白公園等も含めたグラウンドの木陰とか、そういう対策なんですけども、町長は簡易テントとか、町のテントを設置して、そういうものに手を入れているというか、対策をとっているという形で答弁をいただいております。

今後ですね、やはり国体が誘致されて、それに向けて、国体に同レベルのような大会が始まってくると思います。そういう中で既存のこのようなスポーツ競技であったり、大会、そういうものが増えていく。そういう大きな大会も開催していくという中で、テントもその時しのぎといたらあれですけども、確かにテントでクリアできる部分というのと、あとサッカーのチームとかは、基本的には自分たちでテントも持っていくというような状況であるというふうにも聞いていますけども、普段の練習等の時は、そういうテントを持たずに来ているような状況もみえます。

この先ですね、そういう大きな大会に向けて、この地域のそういういろんな複合した施設ですね、そういうところはどういうふうを考えておられるか。そういうところに目を向けていくのか、いかないのか。そういう中でこのエリアとして、どう考えているか。また、サッカーとか野球とか、そういう競技、私は以前、平成23年6月だったと思うんですけども、同じような質問をこの場でさせていただいております。

やはりグラウンド自体は、その競技によって使い方も違うし、違うと、どうしても後処理が大変になったり、使う競技の方同士の、いろんなトラブルとかもあると聞いていますけども、その時、23年の時も、そういう質問もさせていただきました。あれから大白公園が増え、東長島スポーツ公園が増えて、確かにいろんな競技の振り分けはできていると思うんですけども、実際にこっだけ競技が増えてきて、人が入って大きな競技が開催されるようになっていくと、やはり専用グラウンドのようなものも求められるんじゃないかと思うんですけども、その辺、方向性としてどのように考えられているか。ある程度のものを見据えて、そこへつくっていくようなものを考えているのか、現状維持なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、最初、現状維持なんか、これからやっていくのかということで、今のところですね、今あるグラウンドをですね、より快適に使えるように、また、整備しながらですね、利用者の皆さんに安全・安心に使っていただけるようなという方向でございます。

それと、グラウンドのすみ分けというんですか、いろいろな競技によって、利用の感じが違いますんで、今ですね、グラウンドが増えたということもございまして、一定の住みわけが出てきました。しかし、大きな大会になりますと、それぞれのグラウンドを使わなければいけないんで、例えば雨天の時とか、そういうサッカーが使われると、あと傷めるというようなことがございます。そういったものに対応しようとする中で、皆さんに当初予算でお認めいただいたらですね、そういったものを整備する備品とか、人の手当ですね、そういうものをこの28年度に予算をさせていただいております。

また、木陰等の問題なんですけど、今、テント等で対応させていただいております。基本的にはそういったものを避けるですね、施設があればいいんですが、なかなかスペースの問題とか、いろいろな問題もございますので、これはですね、今後、利用者の皆さんと検討しながらやっていきたいと思っております。

それと、特段大きな大会でございますと、例えば国体、今度、少年女子のソフトボールがまいります。その時、国体の視察が今年にございましたが、その時でも、やはり仮設のもので対応しなければいけないものがあるということでございます。そういったものはですね、仮設で対応させていただいて、常時使える、使われる合宿、大会等についてはですね、常設のもので対応していきたい、そのように思っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

確かにいろんなものをつくっていかうと思うと、かなり予算もかかってくると思っております。当町はこの28年度から、健康増進施設の事業に取り組んでいくとか、そういう、かなりお金、予算がかかってくるようなものというのが、控えているというところで、今すぐですね、こういう大きい事業に取り組んでいけるとか、という方向は出せないかなとは思いますが、反対にそういう施設が増えてきて、このエリア全体ですね、健康増進施設については、相賀のエリアなんですけども、海山あたりを1つのエリアと考えると、そうい

うようなエリアになりつつあるのかなと思うんで、また、今後そういうですね、全体的な面でグラウンドの設置であるとか、何かと共有させるというか、何かの開発とですね、一緒にできて、それに乗かってでもグラウンドを増やしていける、サッカーならサッカーはここでやれば、ものすごく良くて、他のグラウンドには影響が出ないというようなことが、できるのであれば、そういうふうなところへも、手を伸ばしていくというかですね、施策として考えていける部分があるのではないかとも思っております。その点、何か方向性としてですね、持ってみえるような、例えばこれをやりますというのは無理だと思うんですけども、この先、こういうのも考えられますねというような、何かあればお答えいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、サッカーを例にとっていただきました。サッカーはですね、サッカー協会の理事の皆さんともちょっとお話もさせていただきました。東紀州はですね、熊野は野球とかソフトの基地としてあるんですが、東紀州としての基地がないよという話を聞きまして、そういう意味では、この紀北町がですね、東紀州のそういった基地となれるような方向にいければいいですけどねというお話もさせていただいて、もし、そういうふうな方向でいけば、協会としても協力はさせていただくよという話はさせていただいております。

しかしながら、今、議員がおっしゃったように、少し設備としてですね、そういった形では今ございません。そういう中で、じゃあグラウンドを増やすのかといいますと、今の段階では町としてはですね、土地を買ったりとか、そういったことは難しいので、可能性があるとすれば、大白公園がですね、県のほうの土地がたくさんございます。そういったことも将来的に見れば、可能性の1つかなと思っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

ありがとうございます。町長が、今、大白公園辺りの県の土地ということで、僕も最初のところでちょっと触れたんですけども、その中で1つ、銚子川の堆積土砂の問題なんですけども、関係があるので言わせてもらおうんですけども、これは今月に入ってから、県のほうの入札で土砂をとって、河床を下げるといようなものが、これは入札もう終わっ

ているんだと思うんですけども、これの土砂を採って運び先が、大白公園の中の県有地であるというふうに聞いているんですけども、今あるサブグラウンドから奥のエリアをずっと埋めていくのかなというふうに思うんです。

もともとサブグラウンドまでが、公園としての整備で進んでいったんですけども、実際、それからずっと何mか嵩上げをしていくような形で、今のところ仮置きというようなことなのかもしれないんですけども、これをもう仮置きではなくってですね、この先にそのエリアを何かの利用にしていく。また、グラウンドではないにしても、使えるような形の広い土地にしていくというようなところを、できるのかどうかというところもあるんだと思うんですけども、県のほうといろいろ話をさせていただいた中で、せっかく土を積んでいって、地域にこういう素晴らしい場所があって、プラスになっていくような状況が、先に見えているというところであれば、それを利用するというようなことも、最善というかですね、自分たちで町の予算を少しでも減らして、プラスになるような事業につなげていくというようなことができるのではないかなと思うんですけども、その点、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

長年ですね、懸案事項でございました、銚子川の土砂堆積、これがですね、やっと前進するようになりました。今回、議員ご指摘のように、2箇所をとっていただきまして、予算のほうもですね、相当大きな予算をとっていただきましたので、その事業を進めることができましたのは、ずっと以前から県と調整をしながらですね、場所を探していました。そういった中で、大白公園の今おっしゃったサブグラウンドの奥のほうへ、置かさせていただこうじゃないかというお話が、今、始まった中で、県の補正予算でこの土砂堆積のですね、撤去をやっていただけると、そういう形になってまいりました。

その中で我々として、要望しておりますのは、やはりサブグラウンドの奥のほうでですね、積みっぱなしにするのではなく、議員が今おっしゃったように、平地にしていだけないかと、そういう積み方をしていただけないかということをお願いしております。平地になれば、今、議員がおっしゃったように、今後、将来ですね、いつになるかわかりませんが、公園化、それからグラウンド化などが望めるものだと思いますので、我々としては今、県のほうにそういう要望をさせていただいているところでございます。

県との、知事との1対1対談でですね、矢口の大白公園を見ていただいて、それから、

矢口の集会所で、1対1対談をさせていただきました。その時に、知事とお話して大白公園でグラウンドを見ていただいた時に、知事、このグラウンドから奥は、自然回復ゾーンですよ。どう考えますかと、私お話しさせていただきました。そんなんありえへんという言葉です、知事はおっしゃいました。

しかしね、知事、ここの熊野灘臨海公園の計画は、もう大白グラウンドで終わりなんですよというお話をしたんですが、知事自体もですね、これだけの土地があると、有効活用したいというような思いはありますが、一応、サンベルトゾーンからずっと続いた計画はですね、一応県としては、あれで終わりということで、ですから、もしご利用させていただくのであれば、町がですね、今グラウンドが占用許可、管理許可をいただいております。

そういった部分の占用許可というような形でですね、やりながら、町として、また県と協力し合いながら、やっていかなければいけないのかなという思いもございしますが、今現在でですね、そういった計画も持っておりませんが、ただ、どういう展開もできるような土砂の置場、置きかたをしていただきたいなど、お願いはしているところでございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

土砂が積み放しではなくてですね、そのような平らな土地にしていくことで、今後、町長も言われたように、今後、そういうような土地、施設に進めていけるというかですね、希望が出てくると。また、知事との1対1対談で、話をさせていただいた経緯もあると思うんで、もっとプッシュしていけば、もしかしたら知事もですね、そのエリアを中途半端な状況じゃなくって、平らな土地があるんであれば、もっと何かできるんじゃないか。地域創生というような部分でも、そういうような形で、開発していくことで、もっと効果が出るんじゃないかというような、目を向けていただければ、少ない予算で、そういうふうな紀北町をPRできるような施設というのが、できていくんじゃないかと思います。

また、県の所有物で、町の予算が少なく管理もできて、キープできて、ランニングコストがあまりかからないというような状況下の中で、やっていけるんじゃないかと思っておりますんで、これに関してはもっとプッシュしていただきたいと思っております。先ほどの話の中で、急な病気やいろんなことですね、ヘリポートの話も出したんですけども、町内、やっぱり常設のヘリポート、例えば夜でも離発着できるとか、そういうものっていうのは、たぶんあまりないのかなと、あまりというか、たぶん今のところはないのかなというふうに、ド

クターヘリについては、夜はたぶん飛べないというところだと思うんですけども、ただ自衛隊のヘリについては、夜でも飛ぶというところで、降りるところだけでもあればというところもあると思うんです。

先ほどの大白のエリアであれば、かなり広範囲をカバーできるものになると思うんですが、その辺は考えはいかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、大白の今後の活用のことから、まず少し答弁不足もございましたので、今ですね、県とお話しているのは、臨海公園としての計画は終了したということです。その時、私もちょっと言わせていただいたのは、新たな計画をつくってもらえませんか、この大白で。そういうお話もさせていただきました。

これらはですね、まだ、県と調整というか、お願いをしていくことでございまして、こちらもまた具体的にですね、何という計画を持っておりませんので、できればですね、県に整備してもらって、県に使わせてもらうというのが、一番理想でございますので、これからも要望は続けていきたいなと思います。

また、ヘリポートにつきましてはですね、大白公園の多目的グラウンドにつきましては、ヘリコプター臨時着陸場所ともなっております、他にも、今、ドクターヘリなんか、銚子川の河川敷にもとまったりですね、いろいろとしておりますので、そういった指定の場所というのはございます。今後ですね、大白で例えば平場がたくさんできれば、いろいろそういう防災とかの関係でですね、利用できるのではないかと考えておりますので、そういう意味でも平場の重要性が出てくるものと考えております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

とにかくですね、せっかくそういう土地をつくっていくというところでありまして、地元との協議もたぶん必要なところが、かなり出てくるとは思うんですけども、地元に対してプラスになるようなものも訴えていけると思うんです。なんで、とにかく先ほど町長が言われたように、今までの計画は終わっていくにしても、新たな計画をつくっていただくと。そういうような中で、このエリアの有効活用の方法を、県のほうとも進めて

もらって、グラウンドにしては本当にせっかくやるのであれば、芝がいいとか、たぶん出てくると思うんです。せっかくサッカーをそこで、切り離してっていうか、メインにできるようなグラウンドを、もしつくるのであれば、芝でというところが、たぶん出てくると思うんですけど、先日の海山のグラウンド、雨だったんで、たぶんかなり掘れてしまって、ぐちゃぐちゃになったんだと思うんですけども、そういうことが起きないように、できるんだと思います。

その辺、前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、2つ目の町営住宅のあり方と人口問題については、入らせていただきます。

現在、町内には25箇所町営住宅があると思います。資料として、各棟の入居状況、家賃設定、築年数等、状況をまとめていただきましたが、改めて表にしてみると、よくわかります。建築年度の古いもので、昭和29年だったと思うんですけども、新しいものは平成14年です。家賃も1,000円から5万7,000円と、基本料金だけでみてもさまざまで、最近、気になるのが、空き家の存在になっていると思います。

平成28年度予算では、入居していない空き家の取り壊し予算も含まれていますが、古い住宅でも高齢者の方々が転居できずに入居されています。十分とはいえないとしても、生活に不便が出ているような、改修として心がけていただいているのでしょうか。

また、1棟につき数軒、例えば、前桂団地では12軒中7軒が空き家、矢口浦白越住宅では16軒中5軒が空き家になっています。空き家が増えると、集合住宅の場合、共益費がかなりの負担となってきます。構造上大きな浄化槽を設置している集合住宅では、かなり高額で、入居者数で計算されるシステムであると、子育て世帯や高齢世帯にとって、この負担は大変なことと思います。

以前から空き家が出た時の入居者募集を、しっかりとやっていただくようお願いし、広報やメディアでも目にすることは、多くなっているように感じていますが、実際はどうでしょうか。また、28年度の予算の中には、共益費の補助についての予算が組まれていました。現状を考えた時に、非常に良い取り組みだと考えていますが、全ての町営住宅を考えた時に、今後はどのように考えていくのかお聞きします。

町営住宅の中には、政策として、子育て世代の入居を前提に建設され、当時の小学校には、大変賑わったものです。現在の入居傾向は、いかがでしょうか。家賃設定については、子育て世代への特例の難しさを感じていますが、町営住宅のあり方を政策の1つと考え、人口減少問題に、何か対策を考えられていないのでしょうか。

住民と協力しながら、児童生徒の増加につながる政策をとっていくか。統合や廃校に向かっているのか。町営住宅の空き家対策にも、何らかのヒントがあるのではないのでしょうか。取り組みへの考え方をお聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、議員の町営住宅のあり方と人口問題についてということで、お答えをさせていただきます。

町営住宅の現状につきましては、現在28年2月末でございますが、海山区で14団地、202戸、紀伊長島区で11団地、96戸。合計で25団地、298戸の町営住宅がございます。そのうち245戸が入居しております、長寿命化計画策定時での年齢層は、30歳未満が3.8%、30歳から65歳までが53.5%、65歳以上が42.7%という状況となっております。

また、家賃の設定といたしましては、紀北町営住宅条例第14条及び公営住宅法施行令第2条の規定により算出し、設定しております。共益費につきましては、あけぼの団地などの集合住宅における浄化槽保守清掃費用、共用部における電気代、水道代を共益費として、各々の管理人が徴収し、支払っているところでございます。

次に、老朽化や間取り等、今後のあり方につきましては、平成26年度に町営住宅の長寿命化計画を策定し、計画的に町営住宅の修繕を行うことによりまして、適切な維持管理に努めていきたいと、そのように思っております。

次に、入居者の家族構成といたしましては、1人世帯が40.8%、2人世帯が33.1%、3人世帯が13.8%、4人世帯が9.2%、5人世帯が3.1%という状況となっております。また、高齢の入居者に対する対応といたしましては、階段への手すりの設置、高層に住む高齢者に対して、低層の空き室への斡旋を行うという対応を行っているところでございます。

さらに、小中高生を育てる、子育て世代に対しましては、公営住宅法施行令第1条第3条の規定によりまして、家賃算定時に同居者控除が適用されます。しかしながら、他市町から町営住宅入居における人口の増加につきましては、町営住宅の入居者資格で、現に町内に住所または勤務場所を有するとなっておりますことから、ご理解をいただきたいと思っております。

基本的には町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に、低廉な家賃で賃貸することを目的に整備されたものでありますことから、今後も適切な維持管理に努めてまいりたいと、

そのように思います。以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

町営住宅の入居者、かなりやっぱり高齢化が進んでいるのかなというふうに思います。また、1人住まいの方もかなり出ているということで、今、聞いた中では48%がお1人で住まわれている。4人家族ということで、子どもさんがみえるんだと思うんですけども、9.2%がそういう状況で、人口の多いエリアにある町営住宅、集合住宅になっているような町営住宅に関しては、そういう家庭があって、もし転居されたとしても、また、入居という形で進んでいくのかなと思うんですけども、学校の生徒が少ない地域に関しては、そういう家族がみえても、そういう多い地域のほうへ出ていってしまう。空き家が進んでいくけど、2階、3階、4階というところでは、高齢者の方が違うところへ住まわれておって、町営住宅のほうがいいかなというふうになったとしても、階段をのぼるのが、やっぱり難しいとか、転居する引っ越しの費用とかあって、そういうのが捻出できないとか。

反対に、今、町長が言われた、空き家が出た時に、高いところの3階、4階に住まわれておる高齢者の方に、低階、下の階のほうに引っ越されたらというふうに言われていますというところで、それも引っ越しの、自分では結局できないとか、家族の方がいないとか、そういうことがマイナスになってきて、結局は移動、引っ越しができない。そういうような状況があるのではないかなというふうに思います。

その中でも、この空き部屋を、少しでも埋めたらというような観点から考えたら、他市町から来ていただいたらというふうには思うんですけども、今、言われたように、他市町からの入居の難しさ、町内に住んでいる方とか、町内に仕事を持たれている方とか、そういうことが基準になってくることから、それはかなりハードルが高いというか、難しい状況にあると。そういうものを、取り払っていく、条例を変えていくというふうな形がないと、他の地域から紀北町での住みやすさとか、町営住宅への無料というのは、たぶん難しいんだと思うんですけども、そういうようななんか特例を与えてでも、来てもらおうという形にはなりにくいと思うんですけども、そういうところの条例の変更とかいうところを、考えなければいけない時が来ているのかなというふうにも思うんですけども、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家が出たんで、他市町からも来ていただいたらどうか。ごく一般的な考え方と思います。我々としても、今後、状況がですね、どういう変化をするかを見極めた上で、考えていかなければいけない課題の1つかなと思いますが、最近なんですよ、こうやって空き室が目立ってきたのが。

ですから、そういうことから考えますと、逆に一定の入居者が増えてくる場合もありますんで、そういったものを考えた時に、町外からの受け入れをですね、どんどん高齢者の方、退職したから町営住宅へ入ってでも住むよ、というような方を受け入れ続けますと、逆に今度、町内で困窮した時に、じゃあ本末転倒じゃないのという部分も出てくるんで、そういった部分も配慮しなければいけないんで、ずっと状況を見ながらですね、やっていきたい。

それと、町外からの転居者は、空き家バンク制度なんかもございますんで、あれは買ったり、借りたりということも、借りるということも可能なんで、町外からの方はですね、そういったシステムをご案内させていただいて、そちらのほうでやっていただく。また、逆に一定の勤務を、例えば大きな紀北町ですね、会社へ来た。そこで、暫く民間のアパートにいたよ、でも代わるよ。これは勤務地を有するというところで、可能でございますので、そういった部分ではですね、いろいろなやり方があるかと思えます。

いずれにしろ、本当に近年なんで、こう空き施設が出てきたのは。これをただちに条例変更しながらということですね、どうか。それで、議員もおっしゃった、共益費の問題ですね、ああいったものに、どう手をつけるかということで、28年度予算に共益費の補助という形で、予算化をさせていただいておりますんで、そういったもので、明らかに先ほど申し上げたように、大きく空いたところはですね、それを一定の人数で割れば、大変なんで、そういった部分について、補助していかなければいけないということでございますので、ご理解いただきたいと。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

状況として、最近、急に出てきたような状況というふうに捉えているということなんで、

これに関しては、この先どうするかというふうなことも踏まえて、築年数からするとですね、かなり古い住宅が多いと思います。

今、入居されて、それが必要だからという形で、入居されている方がいる以上、今の現状を維持していくというのが、いると思うんですけども、何らかの加減で転居されたりしていった時の、今後の町営住宅のあり方というのは、いろいろ考えておかなければいけない状況になりつつあるのかなというのか、建て方がですね、やっぱり近代風じゃなかったりというのも、たぶんあるんだと思うんですけども、そういう対策を考えていっていただきたいというふうに思います。

共益費の関係なんですけども、この28年度予算では、共益費の補助という形で、どっかそういう声が出てきた時に、補助をするというふうな形なのかもしれないんですけども、実際には、どの棟に関してもですね、平均的な形の固定したような共益費の負担というか、金額を提示しておくほうが、高齢者にしても、そういう若い世代にしても、子育て世代にしても、入りやすいんじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、古い一戸建て住宅ではですね、政策空き家ということで、56年以前のものが多いもんですから、出られたら取り壊しというような形で行っておりまして、なかなか耐震から手を着けるような状態の建物ではございませんので、そういうことでは、公営住宅の戸数そのものは、これから減少になっていくのではないかと考えているところでございます。

それから、これ私議員のときだったか、町長の時だったか覚えてないんですけど、高齢者の今、同じような思いがあって、手すりを全て付けていただいたという記憶があるんですが、そういったもので、配慮をする、この当時ユニバーサルデザインとか、そういうので建てておりませんので、しなければいけないところはですね、ご要望があれば積極的に改造ということも考えなければいけないのかなと思っております。

それと、共益費につきましては、空いた月を、今、空いていますと随時募集ということで、斡旋させていただいたり、やっているんですが、そういう意味では空いた部分のところを、いうたら1戸分ですね、補助をすると。2戸空いていれば、それが3カ月空いていれば、それを補助するという形で、今のところは考えています。

しかし、議員おっしゃったようにですね、どこに住んでも、やっぱり共益費というのは一定かかりますし、計算的にもですね、これだけかかるんだよということがですね、明示できるというメリットもありますし、こちらとしてもですね、ありますし、向こうとしても入られる方としても、やっぱり共益費がはっきりしていれば、自分の側の計算もできるということもございますので、ここの共益費の補助についてはですね、今後、検討課題とさせていただきますと思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

共益費、本当に集金する人も大変なんだと思うんですね。高額になったのを言いにくいとか、たぶんそういうのもあるのかと思います。これがですね、住宅費等、家賃と一緒にできるかどうかというのは、ちょっとわからないんですけども、これが家賃と一緒にできるのであれば、集合住宅内で集金というようなことというのが、かなり負担が少なくできるのかなというのと、一定であれば皆安心して、毎月の生活のいわゆる考えられる、出資を考えられるというふうに思います。

そういう形ですね、いろいろ考えていただきながら、変更できるところはしていただいて、皆さんが生活しやすいような方向を取り入れていただけるとありがたいと思います。

1点目のグラウンド、スポーツ振興等についてはですね、やっぱりいろんなメリットがたくさんあると思うんです。今回は、銚子川の堆積土砂をとって、埋めていくということなんで、そこをもっと埋めれたら、銚子川のほうも、かなり河床も下がっていくところで、それをプラスに考えて、取り入れて、町の施策として、グラウンド整備にもっていかとか、そういう面で町長は動いていただけると思いますので、今後、また県のほうともすり合わせをしながら、良い方向で、紀北町のスポーツ振興にプラスになっていくと、ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。

先ほどの町営住宅に関しても、大きなことはできないというふうには思うんですけども、そういう共益費のような点から、今年度もやっていますので、それにプラスして進めていただけるというふうに思いますので、よろしくお願ひして、一般質問にさせていただきます。ありがとうございます。

瀧本攻議長

答弁はいいですか。

これで奥村仁君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで暫時、休憩いたします。10時40分までといたします。10時40分まで、暫時休憩いたします。

(午前 10時 24分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

次に、1番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

では、通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

今回は3点について、質問をいたします。

1. 環境保全対策について。2. 健康づくり事業について。3. オリジナル婚姻届の作成。この3点について、1項目ずつ質問させていただきます。

まず、1点目の環境保全対策につきまして、①合併浄化槽の設置基準要件緩和について、質問いたします。豊かな海を守るため、合併浄化槽の設置が当町でも進められています。現在、河川や海の汚染の原因には、大きく分けて3種類あると言われております。1番の汚染原因は、台所からの雑排水が45%、洗濯排水やお風呂の雑排水が22%、トイレからのし尿が33%と言われております。

合併浄化槽は、トイレ排水と生活雑排水も一緒に処理でき、汚濁物質を90%以上、取り除き排出いたします。貴重な自然と水産資源の宝庫である熊野灘を守るための水質汚濁改善策として、合併浄化槽の設置は重要な役割を担っております。

しかし、合併浄化槽を設置するには、建築基準法の設置基準があります。この基準では、家屋が130㎡以下の広さでは5人槽、130㎡を超える広さでは、基本的には7人槽しか許可されません。保守点検費用、汲み取り費用などの経済的負担も大きくなります。当町においては、人口の減少に比例して、1世帯あたりの人員も減少し、昨年の新町建設計画の人口と世帯の変更内容を見ますと、平成22年の国勢調査による数値であります。1世帯の人員は2.3人となっております。実使用人数と設置する浄化槽の人槽とに、大きな隔たりが生じやすくなり、設置費用、維持管理費用の面においても、設置者の負担が大きくなります。

近隣市町の熊野市、御浜町、紀宝町、大台町、飯南町では、十数年前からの設置基準の要件が緩和され、165㎡までは5人槽で許可をされております。少しでも町民の経済的負担を和らげ、合併浄化槽の普及促進のため、165㎡まで5人槽で許可されるよう、地域の特性に応じた緩和措置を適用していただくよう、県に対し要望していただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大西議員のですね、合併浄化槽設置基準の緩和ということでございますね。住宅の合併処理浄化槽に伴う人槽算定につきましては、議員もおっしゃっていただきましたように、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準というものによりまして、浄化槽の人槽が決定されているところでございます。

これはですね、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るといふ、社会秩序の維持のため、厳に守ることが義務付けられた法律、浄化槽法をはじめとする関係法令により体系づけられているところでございます。その基準を遵守していくといふことはですね、私たちが守るべきことで、大変重要な指標でございます。法に適合する浄化槽の設置は、必要不可欠なものだと思います。

町内におきましてはですね、汲み取り便槽や生活雑排の処理ができない、単独処理浄化槽がいまだに多く残っております。水質の保全等の観点からは、環境負荷を低減させる合併処理浄化槽を今以上に普及させていくことが、必須でございます。その普及を阻害する要因があれば、適宜、解決していくことが必要だと考えております。

今回のご質問につきましては、その要因を取り除いていく1つの方法という認識ではご

ざいます。

町内の世帯特性が、今、議員もおっしゃいましたが、核家族化、高齢者だけの世帯増加など、広い家に数人の家族しか住んでいないというような状況が増えております。現状の浄化槽を処理対象人員算定基準では、居住人数や使用水量などの実態が基準とそぐわず、余分な負担を強いているので、要件緩和というご提案でございます。それらが浄化槽普及の阻害要因となっているかを、十分見極めた上で、環境に対する影響もしっかり勘案しながら検討していくことが重要だと考えております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、町長の答弁をいただきまして、当町ではこういう緩和措置については、他の市町では十数年前から緩和措置についての意見が出され、緩和されているということですが、当町でこういう緩和措置に対する話というのは、一度も出たことはなかったんでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私になってからはですね、ございませんでした。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この点につきましては、早急に県のほうに検討していただき、要求をしていただきたいとは、要望していただきたいとは思いますが。この緩和措置をしていただいた後につきましても、やはりトイレは1つ、台所は1つ、また、将来の人数は5人までやとかいう、そういう緩和についての二重の項目もありますので、そういう方についての緩和でありますけれども、この件につきましては、町長はいつごろ検討していただきまして、結果を出していただきますでしょうか。答弁お願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このご質問と要望ですね、署名もいただいております。そういう中で、検討はもう直ちに行わせていただきます。ただ、この基準となったのが、算定基準ですね、平成7年の国勢調査により、4人家族のうち全世帯の75%が130㎡未満の住宅に居住しているというデータを基に設定されたものと伺っております。そういったことから考えますと、これがですね、環境基準を守っていくために、必要不可欠なものではないかと思っておりますので、我々の考え方としては、4人家族のうち全世帯の75%が、例えば165㎡未満の住居に居住しているということであれば、国のですね、基準を設置した根本となる考え方と、同じでございます。

ですから、そういった調査もしながらですね、現実には議員おっしゃるように、1人暮らし、2人暮らし、高齢者、そういったところが多いと思っておりますので、そういった観点から検討させていただきまして、BODの排出数値が今より悪くならない状況であれば、県のほうにも申請したいなと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

当町におきましても、十分にそういうその点、検討していただきまして、これは人員算定の緩和措置によるものでありますので、検討していただきまして、また、早急な対応をお願いしたいと思います。

また、合併浄化槽の普及につきまして、当町では補助金制度を設け、主に居住を目的とした住宅に設置する方に、人槽区分に応じて補助金を交付しております。これは、本当に住民の方にとりましても、大変助かる経済的な負担を軽減する措置であります。単独浄化槽や汲み取りからの転換時は、5人槽では33万2,000円と、撤去費9万円、配管費6万円の補助金が交付されております。

平成26年には、県の補助金が打ち切られた後、この新築時の補助金は、5人槽では16万8,000円と半額ほどになっております。将来、若い方たちが住宅を新築、リフォームし、住み続けていくためには、経済的負担をより一層軽減する補助金の増額も考える必要があるのではないかと思います。この新築に対する補助金の増額につきまして、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、県が補助金を廃止した時に、我々も議論させていただきました。それで、町の部分は残しましょうということになってですね、今の金額、16万8,000円、ですか、5人槽ですね、補助を残させていただきました。国の分も入っておりますけどもね。国と町とで、それだけの金額になっております。

そういう中で、今、議員がおっしゃった観点が、普及という観点であれば、これは法律できっちりと合併処理浄化槽にしなければならないということがございますので、普及に対する観点からすれば、それは補助しようが、補助しまいが、一緒だと思います。ただ、住宅を建てる時のですね、補助金というより、建てやすい、若い方が建てやすいということの観点であれば、住宅補助、今は木造住宅に対する、2立米に対しての補助金を出しておりますよね。そういう住宅を推進する意味での補助金としては、有効ではございますが、普及という観点からは法律できっちりと新築に対しては定められております。

その観点から県は廃止したものだ、私は推測しておりますので、そういったことも考えてですね、これから合併処理浄化槽を、そういった補助をするのか。新築を促すための補助をするのか。そういう観点から考えていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

県の補助金の打切りについても、今、推測という話で、町長から答弁をいただきました。また、今後、移住、定住施策の一環としましても、住宅に対する補助か、この新築時の合併浄化槽の補助金に対する増額等々、また一環して考えていただきたいとは思っております。今後、検討の余地はあると思いますので、よろしく願いいたします。

では、2点目のごみの減量化について、質問いたします。

可燃ごみ排出量、収集量の推移と、生ごみ処理機の購入補助利用状況と、可燃ごみの減量施策、リサイクルの推進について、質問いたします。

当町では、3R、リデュース、リユース、リサイクル、日本語では、ごみを減らすリデュース、ちょっといいにくいんですけども、繰り返し使う、再使用するリユース、自然として再び利用するリサイクルを、主とした循環型社会の構築に取り組んでおります。ごみ処理施設広域化計画のある中、いっそうのごみの減量を進める必要があります。今後の

新たなごみ減量施策を含めた、ごみ減量の現状と課題について、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

可燃ごみの排出量と収集量の推移についてというご質問でございます。家庭からの可燃ごみの収集量につきましては、平成24年度が4,533トン、平成25年度が4,360トン、平成26年度が4,276トンでございます。また、排出量につきましては、収集量にリサイクルセンターへの直接搬入分を加えた量でございます。平成24年度が4,887トン、平成25年度が4,712トン、平成26年度が4,669トンで、収集量、排出量とも人口減少の影響もございまして、減量してきているところでございます。

次に、生ごみ処理機購入費助成金の利用状況でございます。これはいったかな、質問。平成24年度が3件で1万9,200円、平成25年度が5件で9万4,600円、平成26年度が7件で、15万8,200円、平成27年度は、2月末現在で8件の利用があり、交付額は18万5,300円でございます。広報きほく等のPR活動によりまして、年々利用者が増えてきております。

続きまして、可燃ごみの減量施策について、お答えします。ごみの減量化は、一般廃棄物処理における重要な課題と捉えまして、生ごみ処理機購入助成金のほかに、小学校への出前授業、住民の方を対象としたエコ料理教室の開催、出前トークや広報紙、行政放送による啓発事業等さまざまな施策を行っているところでございます。

リサイクルの推進についてでございますが、町内134箇所に資源ごみステーションを設置し、缶類、ビン類、ペットボトル、古紙等の分別回収を行っているところでございます。町内2箇所のリサイクルセンターにおきまして回収した、これらの資源ごみの選別等のほか、可燃ごみのRDF固形燃料化を行い、リサイクルの推進に努めてまいります。

先ほど木造の補助金、申し訳ございません。木造の補助金について、1立米、2万円の補助でございますので、ちょっとしっかりお話したか、不確定なので追加とさせていただきます。以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

当町におきましても、このごみ減量化施策についても、さまざまな取り組みをされ、担

当課のほうでも努力をされていると思います。この日常生活に伴う可燃ごみに関しまして、1人1日あたりのごみ排出量というのが、県内でも1位、2位を争うような、ワーストに入っていると思いますが、一番新しいこの1人1日あたりのごみ排出量の速報値というのは、今わかりますでしょうか。ちょっと担当課に答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

玉津裕一環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

申し訳ございません。今、手持ちに資料がございませんので、即答できません。

瀧本攻議長

後ほど出していただけるの。後で出していただけるの。

玉津裕一環境管理課長

はい。今ですね、手元に資料がございませんので、お答えできません。すいませんです。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このごみ減量においては、やっぱりこういう県内でも、ワースト2位とかいう、そういう状況は、やはりいつもね、頭に把握していただきたい、置いていただきたいと思いますので、また後で、数字を教えてくださいと思います。このごみ減量には、事業者や町民の皆様の協力が不可欠であります。高齢者への説明、また子育て世代への減量の推進と、世帯別の取り組みも必要だと考えますが、この点につきまして、世帯別の取り組み例と、自治会への出前講座の状況について、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このごみはですね、行政、最終的な処分は行政のほうが行いますが、やはり3R等についての意識、啓発を図るのが、やはり町として、この対策の重要なところではないかと思

っております。ですから、議員おっしゃるように、住民の皆様の意識、協力がなければ、このごみ減量というものは進まないと思っております。

また世帯別については、資料を持っておるかどうかわかりませんが、担当課のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。まずですね、住民の皆様への出前講座ということで、よろしいでしょうか。その点ですけれども、昨年ですね、3月にですね、さっそくガイドブックができあがりまして、それを基に海山区のほうで、出前講座を行っております。その間、今年にですね、27年度事業といたしましては、住民の方というよりも、小学校へ出向きましてですね、出前授業を行っております、3つの小学校に行きまして、説明をしております。

そのほか、エコ料理教室、和のエコふろしき教室なども行っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

住民の皆様への協力が不可欠ということになりますので、減量化につきましては、やはり自主防災での取り組みのように、自治会ごとに出前講座をもっと推進していく必要があるのではないかと、今ちょっと答弁をいただきまして、感じましたが、この点につきまして、改めて答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりだと思います。そういった意識を図っていくためにはですね、自治会の皆様のご協力をいただいて、また、そういう皆さんに啓発していくのが、本旨だと思っております。そういう中でですね、今、課長も申し上げましたが、子どもたちへの教育、そういうものが大事なものがございますので、平成28年度予算におきましてですね、中学生に対して新俳句を、ごみ減量、それからポイ捨てとかですね、そういったものをつくっていただきます。5・7・5調で、そういうことで、まずは子どもたちにも、そういう意

識を広げていく、そして、その子どもたちが育っていただく、それでその子どもたちが、つくった新俳句を看板にして、いたるところに置かさせていただきまして、ごみの減量、ポイ捨て等の禁止をですね、より啓発していきたいというのが、28年度予算でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今の小学校での取り組みの答弁をいただきまして、本当にこれは非常に大切な、素晴らしい取り組みだと思います。やはり子どもたちからの、大人に対するそういう啓発というのは、本当に大きな成果を出すと思いますので、よろしく願いいたします。

この可燃ごみにつきましては、生ごみの80%は水分と言われております。生ごみの水切りで重量の約10%を減らすことができるそうです。これはおおよそ1世帯あたり、1年間に約17kgのごみ量を減らすことになり、焼却効率も向上すると思います。この生ごみの水切り運動ももっと考えていただく必要があるのではないかと思います。この点について、また答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。特にですね、事業所等ではですね、そういった水切りに取り組んでいただいていたたり、生ごみですね、電動処理機を取り入れてもらったり、いろいろやっておりますが、議員おっしゃるように、しっかりと啓発していきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

これまでも生ごみの水切りの必要性については、広報等にも載せられたのかどうか、ちょっと私も覚えはないんですけども、これまでこういう水切り運動というのは、やったことがあるのか。ちょっとこれまでの状況を確認させていただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

婦人会等でもですね、こういったものがありますよという啓発グッズ、啓発グッズというのかな、そういうね、三角コーナーの水の切りやすいやつとか、そういったものも啓発したことがございますが、いけるかな。担当課より詳しくお話させていただきます。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。町長が申しあげましたとおりですね、婦人会、あるいはですね、女性会議きほくのほうでですね、いわゆる三角というんですか、の啓発ということで、この使い方とかですね、それを使用することによって、ごみが減るということをお話し、議論した経緯がございます。以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

以前はという、そういう話ですので、これからの取り組みが大事であると思いますので、また今後も推進していただきたいと思います。

では、リサイクルの推進につきまして、質問いたします。古着のリサイクルは毎年、社協さんでの事業が、毎年行われておりますが、このリサイクルできる古着は、集まった古着の何%、パーセントではなかなかお答えしづらいとは思いますが、この古着に関しては、捨てる古着のほうが多いのかという点と、その他、大型家具等のリサイクルにつきまして、今の状況の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古着がですね、そちらへ預けられた資源ごみステーションにですね、わかろうかと思いますが、ごみになった部分はですね、一緒に排出されるんで、なかなか難しいんじゃないかなと思います。ただ、古着のほうはね、きれいに洗濯していただいて、きっちりと資源ごみステーションに入れていただくというような方法を啓発しているところでございます。そういった部分の細かいところと、家具のことについては、担当課長より答弁いたさせます。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。古着のリサイクルということで、よろしいのでしょうか。きれいな古着はですね、業者さんにですね、買い取ってもらうという方向でですね、リサイクルのほうを進めております。

家具ということで、ご確認させていただきたいんですけども、どのような家具でしょうか。

瀧本攻議長

やり取りやらんといってください。ちょっと着席。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

大型家具といいますと、やっぱり食器棚とか、さまざまなものがありまして、テーブルとか、そういうもののリサイクルというものについてお聞きしております。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

申し訳ございません。家具ということで、大型の家具ですね、リサイクル可能な箇所につきましても、リサイクルいたしていますけども、分別ということで、できる範囲内でさせていただきますいております。一般的に空きビンとかですね、空き缶のようなリサイクルという、そういったスタンスはとられておりません。以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大西議員おっしゃるのは、リユースのお話じゃないですか。古い家具がきて、それを補修して出さないのかという、答弁。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

返す返す申し訳ございません。再利用という、リサイクルという観点ですね。その点に関しましては、連携とかですね、連絡体制とかですね、そういった私、またちょっと答弁

がズレているかもしれませんが、ご協力いただきましてですね、また、議員からご協力いただきまして、ご提案いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今この大型家具等のリサイクルについては、行っていない。もし、持ち込まれた場合は、全て潰すというか、解体するなどして、ごみとして出しているということですか。リサイクルを行っていないということですね。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。おそらく言わんとしていることはですね、あれじゃない、リユースということで、古いのがきた、手直しして、町民の皆さんに再度使っていただくというお話じゃないでしょうか。それで、私もですね、なっているいろいろなことを、そういうのも勉強しました。例えばですね、ベビーカーとか、車にするベビーチェアっていうかな、チャイルドシート、ああいうのもできないのかということですね、いろいろ検討をしたこともございます。社協等で引き取って、それを今、必要な方にどうなのかということ、また、今おっしゃるようにね、家具を少し手直ししていただいて、再度、使えるじゃないかということも研究して、今現在は、行っておりません。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

理解いたしました。また、この点のリサイクルについても、また、いろいろ検討もしていただいたらどうかと思います。

当町では家庭の天ぷら油、廃油回収も行っております。この廃油回収については、大変皆さん助かっております。このごみ減量化、リサイクルの推進につきまして、町民の皆さんからのアイデアも、これまでも寄せていただいておりますが、今後もこの町民の皆様からのアイデアもいただきながら、ごみ減量の推進に取り組んでいきたいと思っております。

また、今回、予算につきましては、可燃ごみステーションの、可燃ごみを入れるごみ箱

についての補助金も、またのせていただきまして、やはり、高齢化になってくる、この当町におきましても、このごみ箱の負担ということも、大変問題になっておりましたので、町民の皆さまも大変喜ばれる予算であると思っております。

では、次の2点目の健康づくり事業について、質問いたします。

①データヘルス計画の策定状況について。データヘルス計画とは、レセプト診療報酬明細書や健診情報のデータに基づき、保健事業を計画し、実施し、評価し、改善していくために作成するのがデータヘルス計画とっております。厚労省も市町村国保等のデータヘルス計画の取り組みに予算を計上し、推進に力を入れております。データヘルスは医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとって大きなメリットとなると考えます。健診データ、レセプトデータの分析に基づく、国保医療費適正化の策定状況、また、データ分析による、今後、考えられる保健事業と、データ分析の活用状況、また、レセプト点検の今後の計画について、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

データヘルス計画、それぞれ等、ご質問いただきましたので、それぞれについて、お答えをさせていただきます。データヘルス計画につきましては、平成25年6月14日、閣議決定されました、日本再興戦略におきまして、市町村国保以外の全ての健康保険組合に対しまして、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持、増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされております。

このようなことから、各保険者は健康医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画の策定を始めております。現在、本町もいろいろと行っておりますが、まだ策定はいたしておりません。本町の今後の予定といたしましては、平成27年度から実施しております、レセプトの二次点検に加えまして、平成28年度に国保レセプトデータと各種健診データを活用した、データ分析を実施いたしまして、現在、抱える課題点等のあぶり出しを実施する予定でございます。

これらの分析結果をいかしまして、関係各課等との連携のもと、実行性のある計画の策定に努めたいと考えております。データ分析による今後考えられる保健事業についてということですが、データ分析による保健事業について、レセプトデータ等の分析を

行うということで、いろいろな課題が浮き彫りになることとっております。その解決方法といたしましては、病気が重症化しないように、啓発活動を行いまして、健診や指導等に力を注ぐ形となると思っております。

とりわけ日本人の死亡原因の約3分の2を占める、生活習慣病を予防する目的で、平成20年度から始まった特定健診につきましては、データ等を十分活用して、受診率向上のための啓発活動や保健指導等の保健事業を展開してまいりたいと、そのように思っております。

ジェネリック医薬品についてですが、この薬品はですね、新薬の特許期間が満了後、厚生労働省の承認を得まして、製造販売される薬のこととございます。これらはですね、個人の医療費負担を軽くするだけでなく、保険者の医療費削減にも大きく貢献するものと思っております。

ジェネリック医薬品の利用促進するため通知を、平成28年度では通知対象医薬品や、対象年齢層をさらに拡大して、通知したいと思っております。この27年度の取り組みとして、通知を送付した人のうち約15%が、ジェネリック医薬品に切り換えていることとございます。医療費の被保険者医療費、保険者とも医療費の大きな削減につながるものと考えております。

これらはですね、ジェネリック医薬品については利用促進を行っていききたいと思いますし、データヘルス計画にも、しっかりと位置づけていきたい。そのように思います。

それからレセプト活用による訪問指導につきましてはですね、以前から住民課、福祉保健課と連携して取り組んでいるところでございまして、自宅を訪問する等して、指導をしているところでございます。特定健診の受診者につきましては、住民課、福祉保健課が連携しながら、国保被保険者の健康状態の把握に努め、健診率をあげるようにしたいと思いますし、当町の特定健診の受診率のアップがですね、国の国保中央会のほうでも、注目されているともお聞きいたしております。

また、本町独自に、指導といたしましてはですね、本町独自に考案いたしました、町の保健師、管理栄養士による健診結果説明というのも実施させていただいているところでございます。これは27年度からでございます。以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、たくさんのご意見をいただきましたが、先ほど特定健診のデータについても、お答えいただきましたが、この特定健診のデータ管理は、国保連合会が管理して、いつでもアクセスできるものであるかという点と。特別財政交付金という、国の補助金があります。これを交付されるには、かなりのレセプト点検の労力が必要になりますが、この点のレセプト点検も行う予定をしているのかという、今後の計画について、質問いたします。お答えをお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうより答弁いたさせます。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

特定健診のデータ管理でございますが、特定健診を受診された方のデータに関しましては、国保の中央会が開発いたしましたシステムを、県の国保連合会でもっておりまして、そこにデータを集約することになっております。その端末がですね、各市町にございまして、私どものところにも、端末がございまして、そのシステムともう1つですね、町独自の総合住民健康支援システムというのがございまして、特定健診のデータをそちらにも取込みつつですね、それらのデータを保健師等に活用していただいて、保健指導等に今、役立てていただいております、そういった管理をしております。

それから、交付金のことにつきましてですね、先ほど少し町長が申し上げましたが、レセプト点検につきましては、2段階にやっております、まず一次点検というのがございます。それにつきましては、全市町がですね、国保連合会に委託をしまして、国保連合会のほうで点検をしていただいております。

それから、紀北町独自ですね、二次点検といたしまして、さらにですね、その点検に加えて、医科・歯科・調剤の全レセプトの点検、いわゆる診療報酬ですとか、調剤報酬、その算定方法ですとか、算定点数、それを外部の業者に委託をしまして、こちらに役場内にきて作業をしていただいているんですけども、先ほど申しましたシステムの中からレセプトをピックアップして、さらに二次点検というのをやっております、それがですね、交付金等の対象になるということで、お聞きをいたしております。以上でございます。

す。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このレセプト点検を行う場合ですね、二次点検をするには、やっぱり職員の増員といたしますか、来ていただくとは思いますが、何名を予定しているのか。この、職員さんといってよろしいかどうかわかりませんが、この方の財源については、どういう財源になるのかお答えいただきたいと思います。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

まずですね、人員につきましては、外部の業者に委託をしております、そのこの社員の方が、こちらのほうに出向きまして、こちらのシステムを使ってやって、二次点検をやっていただいております。

それからちょっと財源のほうについては、少しお待ちください。

レセプト点検業務につきましてはですね、国民健康保険事業特別会計の中で、保健事業という事業を組んでございますが、その中のいろいろな医療費の分析業務ですとか、ジェネリックの事業ですとか、そういったものを事業として組んでおりますが、その中にレセプト点検業務が250万円ほど、歳出で28年度予定してございます。

その全体事業がですね、約1,000万円ほどございますが、それに対しましては、国と県の特別調整交付金を約330万円ほど充てて、事業を行うという計画を立ててございます。以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今後もこの国保財政のメリットになるということで、この二次点検の推進を、大変な作業ではありますが、していただきますようお願いいたします。ジェネリック医薬品のことについて、ちょっと質問させていただきますが、このジェネリック医薬品の差額通知の対象者はどういう方を対象にしておられるのか。また、差額通知、訪問指導も国保連合会が策定しているシステムを活用し、実施されているのか、質問いたします。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

ジェネリックにつきましては、平成27年度に比べまして、少し力を入れるということで、通知対象医薬品が、例えば8薬効、薬の薬効ですね。薬効であったものを98薬効まで、範囲を広げる予定でございます。

それから、対象年齢につきましては、20歳以上とこれまでやってございましたが、対象年齢を全ての年齢の方に引き上げます。

それから、また1保険者あたりの差額がですね、200円以上でこれまでやってございましたが、それも100円以上に引き下げます。

それから、対象の投与期間も14日以上であったものを、1日投与すれば対象にすると、そういったことですごく広げることになってございます。

すいません。それからですね、ジェネリックにつきましては、これにつきましては委託でやってございますので、そのデータ等をですね、こちらのほうからお渡しして、それに基づいて、そういった通知を作成していただくということでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ジェネリック医薬品の推進を、これからも進めていくという答弁をいただきましたが、このレセプトにつきましては、複数の傷病名や投薬名が書かれている場合もあり、単純にレセプトを集計するだけでは、病名ごとの医療費が算出できないとか、治療中の病名が把握できないなどの課題もあるようですが、予定しているレセプトデータの活用内容で、今よりどういう効果が図られるのか、改めて答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

ジェネリックにつきましてはですね、病名ではなくって、医薬品の薬効ということの基本にやりますので、それが、先ほど申し上げました、去年は8薬効、例えば強心剤ですとか、不整脈用剤、それから血圧降下剤、それから血管拡張剤等々、8薬効を対象として、それに該当する方に通知を差し上げておりましたが、今回は、それらを含む98の薬効に広

げまして、そういう方の該当する方につきまして、差額を通知するというふうに計画しております。

以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

再び同じ答弁をいただきまして、すみません。ありがとうございます。この薬効の話が出ましたけれども、レセプトデータでは、この問題になっています高齢者の重複投薬は、薬の飲み残しですね、残薬が大変問題になっていますが、この残薬の対策にも効果が期待できると思いますが、この効果についての答弁と、また、当町での残薬対策のお薬手帳の活用等の取り組みについて、お聞きいたします。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

今、ご質問いただいておりますジェネリックのことでございますので、ジェネリックに関しましてはですね、レセプト等ではなくて、レセプトは活用いたしますが、いわゆる病名ではない、そちらのほうの薬のほうで、実際に医療費を下げるといふような目的の事業でございます。

それから、残薬等のことにつきましてですね、多受診、それから頻回受診につきましては、先ほど町長も申し上げました、平成28年度で詳しい医療費分析をやる予定でございます。その中から多受診や頻回受診につきまして、そういったものをチェックしましてですね、実際にそのお宅に出向いて、残薬の調査とか、そこまでは入っておりませんが、そういったことから、そういう薬の過剰投与みたいなものもですね、ひよっとすればデータの表れるのではないかと、その辺を今回、少し費用をかけまして、28年度にやりたいと考えております。以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

答弁をいろいろいただきましたように、データヘルス計画、レセプト、ジェネリックに関しましても、地道な作業ではありますが、国保医療費の軽減、結果が数字で出てくるよ

う、推進をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

②がん予防とがん健診受診率向上の取り組みについて、質問いたします。がん健診受診率向上への取り組みについて、また、胃がんリスク検診ピロリ菌検査について、また、がん教育につきまして、当町の取り組み状況と現状、今後の目標について答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

がん予防とがん検診受診率の向上の取り組みということでございますね。がん検診の受診率向上の取り組みにつきましては、平成26年度より、胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん・結核、大腸がんの検診を含め、13種類の検診が1日で受診できる、みんなでいこか！総合けんしんを、2日間取り入れ、肺がんと大腸がん検診の無料化を実施したところでございます。

平成27年度は、総合けんしんを2日間増やしまして、4日間実施いたしました。

平成28年度につきましては、総合けんしんをもう1日追加いたしまして、5日間とし肺がん、大腸がん検診に続きまして、胃がん検診の無料化を予定いたしております。

また、5種類のがん予防のうち、過去5年間で1つでも受けていない方につきましては、案内を通知させていただき予定でございます。総合けんしんや一部のがん検診の無料化を実施した結果、受診者の延べ人数は、年々増えておりまして、疾病の早期発見、早期受診につながることを期待しております。

胃がんリスク検診についてでございます。厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会、中間報告によりますと、ヘリコバクター・ピロリ検査につきましては、現時点では死亡率減少効果を示す科学的根拠が十分でないため、さらなる検証が必要であるとされております。

しかしながら、平成27年度厚生労働省の調査によりますと、約6%の市町村でヘリコバクター・ピロリ抗体検査が実施されております。集団での検診につきましては、検証が必要とのことでございますが、個々のケースにおきましては、大変有効な検査と思われまますので、調査研究を行ってまいりたいと思います。

がん教育につきましては、教育長のほうから答弁をしていただきます。以上です。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島赳郎教育長

それでは、がん教育についてお答えをいたします。

平成24年度に、政府が策定したがん対策推進基本計画では、子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように、教育することをめざすとされています。

現在、学校では小学校の高学年の保健の教科書に、中学校では3年生の保健体育の教科書に、生活習慣病の予防について学ぶ単元がございます。その中にがんの予防についての記載があります。そこでは、喫煙習慣が肺がんにかかりやすくなる、などの影響があることを学ぶようになっています。

三重県では、平成27年度より、医療機関等、各関係機関と連携を図り、モデル校に専門医等を講師として派遣するなどの取り組みをはじめ、がん教育の充実に向けて、具体的な活動を進めています。今後、県教育委員会等から指導用資料が降りてくると聞いておりますので、それらの資料を有効に活用しながら、各学校の取り組みの充実を進めてまいります。以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

当町におけるこの特定検診、がん検診受診率の向上は、やはり町民の皆様の健康意識の向上や担当課の情報発信等の努力の積み重ねてきた結果だと思っております。この受診、がん検診の受診内容を見ますと、大腸がん検診、肺がん検診に比べ、胃がん検診の受診率が半分になっております。今年度、胃がん検診も町長からも答弁がありましたように、無料になり、受診者増加につながることを期待しておりますが、この胃がん検診の受診者数が、大腸がん検診、肺がん検診よりも少ない、半分ということは、その要因はどのようなことと考えておりますか、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大腸がん、肺がんの検査に比べてですね、大変お身体とか、そういった負担が多いので、やっぱり受けにくいのではないかと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今、答弁いただいたことにつながります、胃がんリスク検診について、ちょっとまた質問させていただきます。胃がんリスク検診、ピロリ菌検査については、近年よく耳にするようになりました。ピロリ菌は胃の中に生息し、胃がんの95%はピロリ菌が原因とされており、ピロリ菌の感染期間が長いと、胃の粘膜が縮む、萎縮性胃炎になり、胃がんのリスクが高まるといわれております。

平成25年2月からピロリ菌の除菌治療が保険適用されました。胃がんとピロリ菌の関連性が大きいと判断されたものと思っております。しかし、保険適用による除菌は、医師による慢性胃炎や十二指腸潰瘍などの診断の後、胃カメラなどの検査を受けた上、病気になってからでないと受けられないこととなります。血液検査で、胃がんの予防ができれば、医療費の抑制にもつながると思います。費用対効果の面からも、導入を考えていただきたいと思っております。国のほうでは、死亡率での検証の効果は示されていないという答弁でしたが、この導入について改めて答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員もおっしゃるようになりますね、ピロリ菌の保有者、がんの発生要因の90%以上がピロリ菌保有であるというようなお話も、テレビでよく聞きます。しかし、ピロリ菌があるからがんになるということではございませんね。だから、それを調べるのは、バリウムであり、胃カメラであると思います。

そういう意味ではですね、胃のバリウム検査を受けていただくということは、直接そういう胃に障害というか、異常があるかということ調べていただきますので、我々としては、この胃の検査をですね、まず今年、無料にしました。でも、ピロリ菌の検査はですね、大変、私は有効だとは思っています。そういった意味からはですね、今後、検討課題の1つだと思っておりますので、これはこの28年度予算にはあげることはできませんでしたが、国との動向も見ながら、検討していきたいなと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

予防の除菌とこのバリウム検査を組み合わせることにより、胃がん予防が大きく前進すると期待をされます。先ほども町長の答弁にありましたように、このバリウム検査はやっぱり心身面での負担が大きくなります。しかし、この従来のバリウム検査を行い、例えば40歳からの3歳刻み、4歳刻みの節目検診に、このピロリ菌検査も導入していただくのはどうかと思っておりますので、是非、検討していただき、早期、導入をお願いいたします。

がん教育につきましては、がんに対する正しい理解と、この命の大切さを深めるものであり、学校教育においては取り組む課題は、このがん教育だけではなく、たくさん取り組む課題が降りてきているとは思いますが、そういう大変な状況とは思いますが、保健の授業と、また教育、がん教育の推進に向け、これからも推進をお願いいたします。

では、最後の問題、オリジナル婚姻届の作成について、質問いたします。

オリジナル婚姻届と記念用届出書の作成についてであります。婚姻届に町としてのお祝いの気持ちを表し、結婚支援をPRするため、オリジナル婚姻届の作成を提案いたします。近年、さまざまなデザインの婚姻届を、ネットからダウンロードし、届け出るカップルが増えてきております。人生の門出を迎える方たちは、この婚姻届からこだわりたいという意思が近年強いようであります。

ダウンロードには、無料、有料もありますが、昨年11月から始めたところでは、既に2万枚を突破しているそうです。当町でも地域の風景や、きーほ君をモチーフにした、ご当地オリジナル婚姻届を作成し、紀北町ホームページや、きほくファミラボから、ダウンロードできるようにすることで、紀北町を知っていただき、紀北町に興味を持ってもらうきっかけになればと考え、当町独自の婚姻届の作成を提案したいと思っておりますが、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

オリジナルの婚姻届書の作成についてということでございます。最近ですね、オリジナルの婚姻届書や記念用届書を作成している自治体が増加していると、そのようなお話もお聞きいたしております。現実には、本町につきましては、今現在ですね、そういったものについては作成はいたしておりません。

婚姻届書につきましては、戸籍法で決まった書式があるものの、いろいろなデザインな

ど、ある程度自由に決めることができるとなっております。そういった中で、今、議員おっしゃったように、こだわりを持っている方とかですね、いろいろな土地へ行って、そこで提出するという方もいらっしゃるのも事実でございますので、我々もですね、少子高齢化、地域振興策、そういった意味合いもございますので、今後ですね、オリジナル婚姻届書と、それにあわせた記念用届書の作成について、いろいろと検討していきたいと思えますし、また、きほくファミラボ、そういうものを連携してですね、そういったものを引っ張りだせないかというようなこともですね、検討していきたい、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このオリジナル婚姻届、記念用届出書は、定住等の即効性は難しいとは思いますが、これからも検討していただきまして、また、新しい提案を、町から進めていただき、当町の発展と定住促進に向けての取り組みをお願いしたいと思えます。

今回、3点について、質問をさせていただきましたが、環境保全対策、健康づくり事業、オリジナル婚姻届の作成につきましては、全て大切な施策でありますので、今後も当町の発展のために、全て推進を、取り組んでいっていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで、大西瑞香君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで暫時、休憩いたします。午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 44分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

次に、10番 玉津充君の発言を許します。

玉津充君。

10番 玉津充議員

10番 玉津充。平成28年3月議会の一般質問を行います。

今回は、里山及び林道の保全とトレッキングコースの整備について質問します。今年、元旦の地方新聞に、紀北町新春インタビューとして、尾上町長の今年の抱負や施策が掲載されておりました。その中で、銚子川魅力アップ事業の取り組みとして、オールシーズンの集客につなげるため、銚子川流域のトレッキングコースを整備し発信したいと述べられております。

また、当議会の冒頭の町長の平成28年度施政方針の中で、町内の地域資源を活用した、トレッキングコースの整備、マップの作成、カヤックと自転車、登山を組み合わせたアウトドアスポーツイベント、SEA TO SUMMIT を当町で実施する。このことによって、トレッキングコースが県内外で認知され、それを楽しむ多くの方々に、紀北町に来ていただけることを期待すると述べられました。

これらのことは、当町の3つの重点プロジェクトである、にぎわいにおける交流人口向上のための集客だけでなく、人・地域の元気における、健康寿命延長のための町民の健康づくりの施策として、まさに一石二鳥の施策であると思います。

したがいまして、トレッキングコースの整備は、県内外からの集客交流の目的だけでなく、紀北町民が活用できるコースづくりが大切だと思います。このことについて、以下、3項目の質問をいたします。

1つ、これまで行われた銚子川魅力アップ推進事業の実施状況と成果について、お聞かせください。

2. 整備・発信しようとしているトレッキングコースと、旧海山町当時、整備されたトレッキングコースのメンテナンスについて伺います。

3. 町民有志が発掘した里山コースや、趣味のグループが使用する林道、世界遺産熊野古道を破壊する林道の保全について。

以上、3項目です。1項目ずつ質問しますので、よろしく申し上げます。

まずはじめに、これまで行われてきた銚子川魅力アップ事業の推進事業と成果についてですが、近年、特に夏場において、銚子川への来訪者が増加をしております。また、最近では、種まき権兵衛の里、庭園内の紅葉や周辺部を含め、権兵衛桜と命名した早咲きのカワズザクラや、シダレザクラなどが人気となり、通年での地域の集客力が向上しております。これらのことは、合併後、進めてきた銚子川魅力アップ推進事業の成果だと思えます。

そこで、これまで行われてきた、ハード、ソフト両面の銚子川魅力アップ推進事業の実施状況と、その成果として、種まき権兵衛の里やキャンプinn海山などの集客数や経済効果について、お伺いします。よろしくお願ひします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、玉津議員のご質問に、お答えをいたします。

これまで行われてきた、銚子川魅力アップ事業の実施状況と成果についてということから、お答えさせていただきます。

平成22年10月に銚子川シンポジウムの開催を機に、平成23年度に銚子川魅力アップ推進事業計画の策定、平成24年度は銚子川の水質調査の実施、銚子川魅力発見マップとポスターの制作、銚子川の水の販売を開始したところでございます。

平成25年度は、フォトコンテストの開催、銚子川四季のスライドショーの制作、三重テラスでの内山りゅう氏による銚子川展の開催。平成26年度には講演会、清らかな流れが意味するもの～銚子川の奇跡～の開催、夏場のごみ対策といたしまして、ごみ集積場設置とごみの収集、交通安全対策といたしまして、安全対策看板・コーンの設置、前年度に制作したスライドショーのお披露目会の開催、それから、銚子川の生き物たちスライドショーの制作などを行ってまいりました。

本年度は、町内外の子どもを対象に、銚子川環境学習講座、銚子川潜隊まなぶんジャーの開催。昨年に引き続き、ごみ集積場設置、交通安全対策看板・コーンの設置を行っております。また、銚子川環境保全啓発冊子や銚子川ポスターリニューアル版、銚子川の生き物図鑑などを、現在、制作中です。

このように銚子川を広く知ってもらうための、PR活動やごみ問題、駐車場問題に向けての取り組みを実施してきたところでございます。これに加えまして、メディア関係では、平成25年7月には、BS朝日、ボクらの地球、日本で最も綺麗な川～水色の奇跡 紀伊半

島銚子川～、昨年10月にはNHKが金とくで、奇跡の清流 銚子川～澄み渡る水と生きもの
の世界～を放映いたしました。

これらの取り組みの結果、キャンプinn海山の宿泊者数は、平成24年度が1万6,622人であったものが、平成25年度は2万646人で、前年比122%。平成26年度は2万2,226人で、前年比113.2%、本年度は1月までの実績で2万4,153人、前年比108.7%となっておりまして、年々増加しているところでございます。

また、キャンプinn海山の売上を、BS朝日の放送以降と比較いたしますと、平成24年度3,775万7,000円であったものが、平成27年度1月末時点で、5,469万2,000円となりまして、1,693万5,000円、44.9%の増となっております。これまでの取り組みに加えまして、指定管理者が行っている、おもてなしや体験などのソフトの部分が、このような良好な結果をもたらしているものと考えております。

また、種まき権兵衛の里周辺では、交流空間みやまの方々のご努力によりまして、ごんべえ桜の植栽が行われ、これまで植えられたシダレザクラの開花や紅葉のメディア発信などによりまして、入園者数は、平成22年度2万2,979人であったものが、平成23年は2万5,168人で前年比109.5%、平成24年度は2万8,578人、前年比113.5%。平成25年度、3万1,929人、前年比111.7%、平成26年度3万3,402人、前年比104.6%と、それぞれ増加しているところでございます。

今後も、このような取り組みを続けながら、銚子川流域を中心とする集客交流を進め、経済効果をさらに高めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

町長が今、答弁いただきましたように、特にソフト面で数多くですね、施策が行われて、メディアによる効果もあって、非常に集客力が向上しておるわけでありまして。特にキャンプinn海山等については、夏場はほとんど予約が満杯ですね、何とかならんかというふうな人の声がたくさんありまして、もっともっと宿泊できるようにしたいなというようなことがあるんですが、その辺のことも考えてですね、後あのキャンプ場の事業をですね、そういう町民ないし外からの来訪者に対して、これをもう少し拡大して、集客を図るような計画があるのかどうかということ、1つお伺いします。

それと、ハード面につきましては、先ほども町長も言われたように、交流空間海山の努力もあってということなのですが、ごんべえ桜という桜をですね、銚子川流域に10年間で、植樹本数で265本、植えました。その中で、今年ですね、花が咲いた本数が174本です。残念ながら、その差はですね、鹿に食われたり、台風で倒れたりして、残念ながら枯渇したという数字であります。このように植樹活動はですね、地道な活動で10年、20年後にですね、成果となって表れてくるわけで、植えるだけでなく、先ほど申しあげましたように、育樹活動がですね、重要であります。行政、企業、協力の下にですね、地域住民が一体となって、活動してきた賜物だというふうに思っております。

そこで、そのようにですね、今の現代では、もうどんどん集客力が向上して、良い方に向かっているんですが、一方、今後の進め方という面で見ればですね、今、言ったように、キャンプ場等のキャパを上げるのかどうかということと、そのほかに課題としてはですね、夏場の駐車場問題等があると思うんですが、町長はその辺のことについて、今後のことについてですね、どのようにお考えなのか、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がご指摘いただいたことはですね、本当に我々といたしましても、考えているところであり、頭を悩ませているところでもございます。特に駐車場の問題、ごみの問題ですね、そういったものを、なかなか解決策がございませんが、まだ県のほうともですね、県道南浦海山線、これについての拡幅はできないかとかいった話は、今も継続中でございますが、できたとしても10台とまった、じゃあそれだけで満足かということ、本当に痛し痒しのところがございます。

そういったものは、まだこれからもですね、努力を続けていきたいと思えます。それと、駐車場、ごみの問題で、地域の皆さんにですね、まず、ご迷惑をおかけしているということですね、今日、テレビもありますので、お詫びを申し上げてですね、ご協力をお願いしたいところでございます。

そういう中、いろいろな皆さんのご努力で、桜も植えていただいて、年々、私も堤防沿いもですね、増えている。玉津議員ともよく会うんですが、週に1回ぐらい、天気がいいと散歩がてら行かさせていただいております。本当にだんだん素敵になってきたなと思えます。そういう意味では、お客様がですね、多く訪れていただいているし、これからもそ

ういった対策をしていかなければいけない。そのように思いますが、今、キャンプinnのキャパの問題なんですけど、今のところ計画はございません。

ただですね、先ほども申し上げた、いろいろ考えていかなければいけないんですが、今、我々がやろうとしているのは、通年性を持たせたいなということでございます。このトレッキングなんかでもですね、その通年性を求めるために、発想したところもでございます。そういったことからございますと、またあと整備上ですね、毎年、話題にはあがるんですけど、厳しい問題もございます。

そういった意味からすると、イオンの皆さん、それから、先ほど申し上げたような、イオンいうたらあかんのやね。そういう財団の皆さんとかですね、交流空間みやまの皆様などのご努力を、さらに魅力アップとして発信する努力は続けていきたいと思っております。取り急ぎ、我々が28年度にやりたいというのは、より通年性を持たせたいということでございます。

今、議員が一番良くご存じですけど、11月頃までですね、お客様がコテージなんか来ていただいたり、キャンプ道具がよくなったんでしょうね。きっと。キャンプも張っておりますんで、本当にありがたい話だと思っております。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

町長、今、ご答弁いただいたように、集客ゆえに難しい面も出てきておるんで、これはもう行政も地域住民も一体になってですね、今後とも集客に応えられるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それから、次、2番目なんですけど、来年度ですね、整備・発信しようとしているトレッキングコースと、旧海山町時代に整備されたトレッキングコースのメンテナンスについて、伺います。

銚子川流域ですね、トレッキングコースについては、旧海山町時代にも整備をされております。その後のメンテナンスが不十分なために、歩けなくなり、雑草に埋もれているコースもあります。このように、トレッキングコースの整備・発信については、その後の保全活動が重要だと思います。今年度、整備・発信しようとしているトレッキングコースとは、どのコースなのか。また、旧海山町当時、整備されたトレッキングコースとそのメンテナンスの状況をお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるの、少し答弁が早くしゃべってしまったこともあるんでしょうかね。トレッキングコース、先ほど申し上げたように、オールシーズンと通年性を持たすために、取り組んでいるところでございます。

これは周遊できるという観点から、具体的にはですね、銚子川の右岸の方、便石山とか、馬越峠、そういった方向のところを考えております。具体的にはですね、種まき権兵衛の里、道の駅海山などを起点にして、便石、馬越峠から便石山、キャンプinn海山、それから種まき権兵衛の里や道の駅海山、基本的にはですね、今回、考えていることの中心は、トイレと駐車場があります、そこからスタートして、その車のところへ戻ってこれる。そういうふうなコース等を考えていきたいなと思っているところでございます。

それからですね、予算的には今回、そんなに多くあげておりません。表示板の設置とか、草刈りとか、マップの制作、というのはですね、基本的には今、既設の部分を少し手入れしてご案内していくという考え方でございますので、当初予算については、あまりあげないんですが、今後ですね、メンテナンス等も踏まえた上で、予算化などもしていきたいと思っております。

それから、今、議員おっしゃったように、海山町時代ですね、旧。これは今、現状では、これも議員が一番よくご存じだと思うんですが、三重県が整備した道でございまして、あまり手つかずというような状況でございまして、去年、一昨年だったですかね、展望台とか、そういう見晴台のようなものを、あまりの老朽化、それから、これも玉津議員にご指摘いただいたんじゃないかなかったですかね、危険であるということで、撤去させていただいたような記憶をいたしております。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

まず、私の質問の中で、1つ答えていただきたいのは、今回、そのコースとして発信しようとしているところですね、これは町長が銚子川右岸側とだけ言われたんですが、もう少し具体的なコースは示していただけませんか。

それと、SEA TO SUMMIT を当町でやるという、これはどのようなコースを、具体的に使

われるのか。その辺りをお聞かせください。それと、旧海山町当時ですね、整備された、町長も言われてましたけど、そのコースなんですけど、これは銚子川の、これも銚子川のまさに右岸側がですね、主体に行われておりまして、たぶん県費が相当、億単位の県費が投入されて、魚飛の上流にはですね、吊り橋も立派な吊り橋もかかっていると。しかしながら、その周遊コースがですね、ほとんど使われてない状態であるんで、今回、整備・発信するのであればですね、その辺もあわせてですね、メンテナンスの方法だとか、コースとして使用できるようにすれば、非常にいいなというふうに思っておるんですが、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずコースにつきましてはですね、どうでしょうかね、玉津議員、ちょっと地図なんですけど、これ馬越峠でございます。それから、こちらキャンプinn海山です。ここからずっと馬越峠、それからキャンプinn海山の便石の林道のような、尾根伝いですね、それから水平道へいきまして、水平道からずっとまた林道を通りまして、戻ってくる。それが起点となるのが、キャンプinn海山であり河川敷であり、それから、道の駅海山であり、権兵衛の里というような形で、ぐるっと回れるようなことということで、右岸を中心に、今回は考えております。

そういった意味で、県が整備したということなんで、県ともですね、今後、相談しまして、県のやっていただける、はっきり申し上げないんですが、その部分は、まだ考えてないんです。現状はそこもつなげていかなければいけないというんですか、それは県が整備したということで、どこまで県と町と役割分担しながら、やっていくかということは、今後ですね、考えていきたいなと思っておりますので、そのところはですね、議員もあの辺の主ということでございますので、ご協力願いたいなと思います。

またSEA TO SUMMIT のことですが、今回、ご予算認めていただいたら、こういう、もう既に冊子ができておりまして、この10カ所目ということで、三重県紀北町というものがございます。そういった中で、一番スタートが城ノ浜の海水浴場から、カヌーでスタートいたします。そして、大白の海岸に上陸いたします。それで、大白の海岸からずっと白石湖を回ったり、県道南浦海山線を通って、ずっと来て、種まき権兵衛の里へ、これはサイクリングです、自転車です。それで行って、そこから馬越峠を登って、便石の頂上がゴール

となります。

どうもSEA TO SUMMIT というのは、山の頂上がゴールになるらしいので、そういうことで、先だつてこのモンベルの方たちにも、試走していただいたと伺っております。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

トレッキングコースの発信をしますよね。発信した後ですね、もう数年たつとメンテナンスをしないと、人が特に通らないとね、すぐ繁ってしまつて、たまに、そこに舞い込んだ人たちから苦情を受けるというような格好になりますので、是非その整備とメンテナンスと両面で考えていただきたいと思うんです。

それと、もう1つは、県費によって整備したコースですね、それは是非、掘り起こしていただいて、この際ですね、コースの発信をしていただきたいなと思うんです。そして、銚子川流域だけじゃなくつてですね、紀北町を、できたら今回、銚子川流域であっても、次にはですね、やはり紀北町全体のコースということで、是非、取り組んでいただきたいなと思うんです。

というのは、この銚子川だけじゃなくつても、紀伊長島区のほうにもですね、下河内の遊歩道だとか、いろんなですね、コースがあると思うんです。その辺も発信するのであればですね、是非やっていただきたいなと思うんです。

それから、マップの話で、今、町長は地図を出されたんで、これがですね、大台町のマップなんです。こういうコースがあります。これたぶん手に入れられると思いますので、裏面はこういう町長がさっき持っていた地図を、わかりよいような地図になっています。こういう形で是非、紀北町全体のコースを洗い直しして、是非、発信していただきたいなというふうに思いますので、思うのですが、町長この辺についてはいかがでしょうか。

それとですね、やはりこのコースというのは、やっぱりメンテがね、どうしても必要になってきますので、どうしても地元の人たちが中心に歩くコースだと、やっぱりそこを通る人たちが、自然に整備をしてくれますので、そして、愛好家ができるんでね、そういう意味でいけば、そのメンテナンスが容易になるというふうに思うわけです。

それで、私が全町的にと言っておるのはですね、やはりマップをつくるのに、町全体を考えてですね、その地域の人たちから推薦を受けたりですね、逆に応募してくれるようなことを考えてですね、その整備、そしてルートづくりをしていったほうが、将来のメンテ

ナンスがやりよいんじゃないかというふうに思うわけなんで、その辺について、町長のお考えをお伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃったように、将来的にはですね、紀北町全体を考えなければいけないと思います。ただ、1点、議員おっしゃるとおりなんで、メンテナンスをやっていかなければいけないということで、紀北町全体にした時に、それを毎年のようにですね、やっていただけるかと。ご存じのように、守る会の峠をね、熊野古道を守る会の方も大変、高齢化したり、難しい問題もありますので、今は銚子川魅力アップの中の一環の事業としての捉え方という、考え方でやります。

しかし、それを行っていけば、きっと皆様からいろいろなご提言もいただいたり、いろいろなご協力をいただくということがあります。今も現実には、天狗倉山のほうにいくところも、民間の方がですね、刈っていただいたり、やっていただいて、私が登った時にも、民間の方のマーキングがしてありまして、そこを整備したよというようなこともございました。

ですから、民間の方も広範囲なんで、巻き込んでいくのが、やっぱり理想かなと思いますし、また、それを愛して、そういう誰に言われるともなくやっていただいている方が、大勢ございます。天狗倉山もですね、毎日のように登って、いろいろなことに配慮いただいている方もございますので、そういう人たちも巻き込んでいかなければいけないなと思います。

それと、先ほど1点、答弁不足だったんですけど、近辺やはり権兵衛の里も含めですね、20億ぐらいかかっているのではないかと思います。私、大白も含め、今、臨海公園のほうはですね、約160億円かけた、そして、一定、議員ご指摘のように、あまり力を入れていないというかな、その160億円の価値観を見出せてないのが、そうなんで、今、ブラッシュアップ、見直しということで、ああいった大白もそうなんで、城ノ浜のそうなんですけど、やらなければいけない。片上もそうです。やらなければいけないと思っているのと、銚子川もですね、20億円をかけたせつかくの県も整備していただいた道はですね、これからもやっていかなければと。

ただ、広範なので、大変広いので、まずは銚子川を、流域をですね、しっかりして、銚

子川全体の魅力アップにつなげていきたいという思いなので、これからもいろいろな方とお話しながら、そういう銚子川、左岸のほうもですね、今、民間の方も整備していただいておりますところもあると伺っておりますので、そこも自分の足で確かめながら、今後、どうしていくかということをごすね、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

地元の方が喜んで通るコース、いわゆる地元で愛好家がおるコースというのは、自分たちで整備していきますんでね、そういう意味では、そういうところを増やしていくのが、一番いいんじゃないかなというふうに思います。

SEA TO SUMMIT の中で、水平道が出てきたんですけど、水平道なんかは、それがいい例ですね、非常にウォーキングをされる方が多くって、雨で道が傷んだりしますと、自分たちで整備しているようです。たまに崖が危険なところもあって、いろいろと行政のほうにも、修理を依頼しとるようなんですけど、その辺はお互いに、持ちつ持たれつですね、協力しあって、是非、安全なコースをですね、保っていただきたいというふうに思います。

それで、次に最後になりますが、町民有志が発掘した里山コースや趣味のグループが使用する林道、世界遺産熊野古道を破壊する林道の保全についてであります。最近、相賀のですね、有志の方々が里山で、津波避難場所でもある愛宕山の上にある浅間山を発掘整備をしました。

これは私も見学してきたんですが、銚子川河口周辺のですね、小山浦から相賀全体、それから白石湖、この辺がですね、ずっと眼下に見渡すことができる絶景ですね、すてきな場所です。この発掘した浅間山の場所ですね。この場所はですね、高丸山の登山道とつながっております。メンバーはですね、海山グラウンドや銚子川河川敷を起点として、林道便ノ山線を通り、高丸山登山道から浅間山、愛宕山を経てですね、相賀に下山するというふうなトレッキングコースとしての試行をですね、今しております。

このコースの途中にはですね、パラグライダーの発進基地があります。このグループもですね、林道便ノ山線を使用しておるんですが、この林道が非常に荒れておまして、お互いのグループが苦慮しておるという状態です。この林道は便ノ山集落の上で、保安林の中を通ります。今の状態ではですね、防災上も問題だというふうに思います。

それから、もう1箇所ですね、里山の林道荒廃で苦労しているところがあります。それ

は、熊野古道馬越峠登り口からですね、400mほど並走している鷲下在ノ上線です。平成16年豪雨で側溝が埋まったまま放置されておりまして、雨水がですね、集結しまして、その状態で下を通る石畳の古道に流れ込むわけです。古道を徐々に破壊している状態でありまして、古道を守る会の人たちが、毎回、補修しますが、手に負えない状態であります。今年度、林道安全対策管理助成事業で、失礼、今年度じゃなくて、来年度ですね。林道安全対策管理助成事業で、森林組合おわせが管理する林道の修繕などに、補助を行うことになっています。

この事業で対策できればいいのですが、町長のご存念をお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘の部分ですね、森林組合おわせが管理する林道でございます。便ノ山矢ノ谷線というのが、先ほど趣味のグループの方がね、活用されているところ。林道鷲下在ノ上線というのが、馬越峠の登り口左側ということでございます。

林道についての考え方は、議員十分ご承知のとおりだと思いますけど、山林作業に使用するための構築された道路でありましてね、基本的に林道は一般に広く供与する道路ではないし、法面保護、そういった観点からも、町道や県道のようにはいかないものでございます。

そういったことではございますが、既存の林道というものはですね、地域の皆さんが使ったり、そういった趣味の方、いろいろな方がお使いになる林道でございますので、そういった整備、補修はですね、やっていかなければいけないことだと思っております。

そこで、今、議員もご指摘がございましたように、林道安全対策管理助成事業ということで、当年度予算にあげさせていただいております。そして、森林組合おわせとですね、お話し合いをさせていただいております、補修のところの6路線を、来年度、一応そういうお話はしているんですが、もちろん1年でただちにですね、直せるような部分ではないところもございますが、その中に鷲下在ノ上線、便ノ山矢ノ谷線は入っておりますので、これらをできる限り早く、28年度予算でやっていくと。

あとはですね、この6路線、1年でなかなか整備できないような規模でもございますので、随時、年次計画をもってやっていきたいなと思っております。あと、相賀のほうの愛宕山、浅間山のことでございますが、あそこはですね、私たち小学校、中

学校の時、日が明るい時期はですね、毎日のように神社から登っておいりましたんで、その風光的なところはですね、十分存じております。

これもですね、まず右岸、それから左岸ということでは、銚子川の魅力アップにつながりますので、いろいろと健脚な方にはですね、右岸、左岸またいで歩いていただくというようなこともできますので、これもですね、いろいろとこういった整備していただいている方とも協力し合いながら、ルートも既存の一定のものができておりますので、やっていければいいなと思っております。

来年度、28年度予算が、皆さんのご理解で通りましたらですね、積極的にそういったものもやっていきたいし、どうしても保守しなければいけないものはですね、積極的に予算化して、そういったトレッキングコースを整備していきたいなど、そのように思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

相賀の浅間山を整備したという話はですね、もうトレッキングコースとして、非常にいいコースだし、多分あのように愛好者ができて、しとるコースはですね、彼らが自然とメンテナンスをやっていくという形になるんで、行政としては非常に楽だね、コースになると思うんで、是非ですね、発信をする時に、取り入れてやって欲しいなというふうに思います。

それから、林道の件なんですけど、林道安全対策管理助成事業、これはですね、来年度の当町の予算が、予算額で300万円で2分の1の助成なんで、総事業費は600万円で、先ほど6路線というふうにおっしゃられました。その内、2路線が私が指摘しました、その便ノ山線と鷲下在ノ上線が入っておるということで、これは非常にありがたいことだと思います。

因みにですね、あとの4路線というのは、どういうところを計画しておるのでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

後は、野頭線、栃山風穴線、五の滝線、馬越線でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

はい、わかりました。五の滝線につきましては、これも雨のたびに崩れる林道でありまして、それが銚子川に流入しまして、銚子川の堆積土砂の元となっておりますので、しっかりやってほしいなというふうに思います。

それから、後ですね、鷲下在ノ上線なんですけど、これについてはですね、今回、整備計画に入っておるということで、非常に歓迎されることなんですけど、ただ根本的な対策となるとですね、これだけの予算で収まらないだろうと思うんです。これは是非ですね、県のほうにも申し入れしていただいて、この林道の予算だけじゃなくって、世界遺産を守るという観点からもですね、是非、申し入れしていただきたいと思うんです。というのは、排水路を、排水路の終末をですね、もう少し延長すると、谷の部分までですね、排水ができるんです。

今はそこまで至ってないものですから、山をつたってですね、古道の上に水が流れるというふうになっていますので、是非そのところの根本対策をですね、県のほうにもお願いしてですね、やっていただきたいと思います。

そして、この件につきましてはですね、近畿自然歩道点検パトロールというのがありまして、海山熊野古道の会の皆さんが、2カ月に1回、この古道の点検・補修をしております。それから、ここ10年来ですね、あそこが問題になっておったものですから、馬越峠につきましては、県の職員が2回、それから町職員1回ですね、私が知っている範囲でも、3回ほど現地の視察を一緒にしていただきました。

最近でも、私は立ち会っていないんですが、町の職員の方も見られたよしに聞いております。そういうことで、念願の事項だったんで、非常に我々の仲間も、熊野古道を守る会の皆さんも非常に喜ばれるだろうなと思います。ただ、先ほど私が言いましたように、根本的なですね、対策を最後にですね、お願いしていただきたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もいろいろなところを回ったわけではございませんが、このコースを下見する時に、便ノ山線と馬越線の林道を見せていただきました。まったくですね、普通の車では入れない状態です。そして、私どもの乗っていった車も、すぐパンクしました、あっという間に。

そういうような状況でございまして、その時、4WDも1台いたんで、何とかなつたんですが、大変な状況でございますので、それらの補修はですね、埋めたりとかいろいろなこともあります。根本的な部分につきましてもですね、調査をいたしまして、県のほうでどこまでできるのかということはどうですか、ちょっと課長のほうから、ちょっとわかるかな、その状況。後で課長のほうから答弁いたさせますが、台風15号からなのか、その以前からなのか、もう本当にタイヤのところの水みちになってですね、ずいぶん30cm、40cm掘れているところもありましたんで、これは早急に直さないかんよというような話からも、こういった林道整備にもなったような、28年度予算になったようなところでございます。

ちょっと課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。この林道は、鷲下在ノ上線につきましては、昨年、森林組合おわせとですね、現地のほうを調査させていただきました。確かに議員おっしゃられるとおり、林みちから流れだす流水によって、今、石畳が一部損傷しとるように見受けられます。その原因といたしましては、林道何箇所かございます、横断側溝等が土砂により埋塞しとる。また素掘側溝等も小崩落により埋塞して、部分的に路肩が欠損して、そこから流水が流れだして、下方のですね、石畳に流れておるというふうな状況になっておるところが、各所に見られました。

まず、それらをですね、いったん埋塞しておる土砂等を取り除いて、また、そういった中でですね、現地を改めて精査した上で、構造物等の設置等が必要ということであれば、例えば県の補助事業を、また別途事業等のですね、検討が必要ではないかなと。いずれにいたしましても、来年度この森林組合おわせがですね、補修した中で、現地も改めて精査した上で、森林組合おわせと協議を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

一応、私の質問、3つの項目について、それぞれ回答をいただきました。私が予測したよりも、来年度の計画に含まれておる部分がほとんどでありまして、非常に嬉しく思いま

した。ただ、今後の進め方ね、もっともっと問題がありますので、その辺は地域も行政も一緒になって改善をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで、玉津充君の質問が終わりました。

瀧本攻議長

ここで、暫時、休憩といたします。

2時5分まで休憩といたします。

(午後 1時 48分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 05分)

瀧本攻議長

次に、14番 平野隆久君の発言を許します。

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、ただいまより通告にしがいまして、一般質問を行います。

今定例会に通告しています一般質問は、津波災害時における1次避難後の、2次避難体制についてと、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。1問ずつ答弁を求め、その後、関連質問をさせていただきます。

まず、津波災害時における1次避難後の2次避難体制についてであります。5年前の3月11日に東日本大震災が起これ、最近ではテレビにて東日本大震災の津波襲来時の恐怖を忘れてはならないとして、連日、放映がなされており、津波の恐怖が再び思い起こされています。

確かにこの東日本大震災の教訓は、忘れることなく後世まで、語り継がれていかなければならないと思っております。さて、先月2月16日に、地域に応じた住民による避難所づくり、サブタイトルが、高齢者、要配慮者、女性に優しい避難所運営といった、産学官関連事業の防災講演会に、中州自主防災会として参加させていただきました。

今まで自主防災会として区民の方々に、自助、共助の下、まず逃げることを優先し、できるだけ無限的な近い山に逃げる。間に合わないと感じた時は、自分が逃げられる一番高いところに避難する。そのためには、日頃から自分の足で、どれぐらいのところまで逃げられるのかを想定しておいてくださいと。

特に1次避難をさせるばかりを念頭に、避難行動訓練やそのための啓蒙をやってまいりました。これは勿論、最優先事項で大切なことであることには間違いないのですが、1次避難は長くても2、3日だと思っております。この講演会に参加して感じたことは、とりあえず1次避難して、命が助かったものの、家が崩壊したりして、家に戻れない人たちは、その後、誰がどのように指示をしてくれて、どのようなところに身を寄せたらいいのか。町長が常日頃から言われている津波災害に対しては、自助・共助・公助が大切であると。この公助の部分でもある緊急避難場所の避難タワーの建設や、避難道の整備もちろん大切であります、それと同時に2次避難場所の取り組みも大切な公助であります。

この2次避難場所の行政の取り組み状況については、私自身もわかっていないところもあり、今回、改めて質問をさせていただきます。災害時にはいろいろな状況が想定され、町長は災害対策本部長という立場でもあるので、災害時にはいろいろな状況下で、とっさの判断が求められます。故にいろいろな状況を想定され、対応できる方法論を蓄積され、今にでも起こるかもしれない津波災害に備えていることだと思えます。

また、この一般質問はZTVの放映を通じて、町民の皆様も見られると思えます。いつ起こるか分からない災害に対して、十分な対策を講じていることを説明し、町民の方々に安心感を与えることも、公助における行政の役割の一部であると考えます。特に高齢者の方や要配慮者の方々にも、よく理解できるようわかりやすく答弁を求めます。

それでは、まずお聞きしたいのは、1次避難後の町民を受け入れる津波災害を想定した、2次避難所開設のための避難所運営マニュアルは策定済みなのか。2次避難所として、どのような施設を想定しているのか。また、2次避難所で災害時に対応できる設備は完備されているのか。また、その施設の運営をどのような体制でしていくのか。これら4点について、まず答弁を求めます。また、通告してある要配慮者の2次避難場所への誘導方法や、

災害協定の現況については、関連にして質問をさせていただきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、災害時における2次避難体制、そういったことから、4点について、ご質問をいただきました。まず最初に、マニュアルはあるのかということですが、出来立てのほやほやなんです、3月にですね、できて、まだ議員の皆様にもお示しするところまではいっておりません。

それからですね、2次避難場所の指定状況につきましては、津波災害の時に、まず町民の方々に避難していただく場所といたしましては、緊急避難場所83箇所、これは俗に言う1次です。これは、まず津波から命を守るために、一時的に緊急避難していただく場所でございます。これらはですね、津波の浸水域から十分避難できて、迅速に避難できて、十分な高さを持つ高台等を選んで、指定いたしております。

その間ですね、津波が収まるまでの間、避難していただくということで、その後はですね、帰宅することが困難な方々は、今、議員がご指摘の2次避難場所へ避難をしていただくことになります。そして、その津波、2次避難場所といたしましては、浸水域外に25箇所、紀北町としては指定をいたしております。

それから、その内訳につきましては、紀伊長島区に9箇所、収容人数2,770名、海山区に16箇所、収容人数4,130名、合計25箇所の避難所に6,900名分の収容人数、一応面積割のような形でさせていただいております。

設備状況につきましてはですね、学校、集会所など体育館、ある程度の大きさの規模で、地震、津波などによる災害から影響が比較的少なく、速やかに避難者を受け入れることができる施設を指定しております。指定避難場所の設備といたしましては、各学校の体育館に、今年度は段ボール製の床板を整備しております。また、来年度当初予算をご承認いただいた場合は、浸水区域外の学校の体育館に、避難者のプライバシーを確保するための間仕切りを購入させていただく予定でございます。

今ですね、一定期間避難生活を送るための必要な設備は、まだ十分に整っていないという状況でございます。今後、2次避難の避難場所の観点から、集中的に配備していきたいと思っております。

運営体制につきましては、避難所の運営の基本的な事項につきましては、東日本大震災

の教訓を基に、三重県が作成した避難所運営マニュアル策定指針に基づきまして、紀北町津波避難所運営マニュアルを、先ほど申し上げたように、策定しているところでございます。

これにつきましては、避難所の開設準備や運営体制の設立手順、避難所生活のルールなど、マニュアルにまとめたものでございますが、今後、実際に自主防災会単位での防災訓練などで、避難所運営訓練を行っていただく際に、活用していただくよう、自主防災会、自治会の皆さんなどと相談していきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、1点ずつ答弁を求めます。

まずは、2次避難場所は、どのようなところを想定しているかということで、今、先ほどの町長の答弁ですと、25箇所という話でしたんですけども、僕の資料からいくと、紀伊長島区に9箇所、海山区に9箇所の18箇所ということで、理解しているんですけど、この18箇所と25箇所は、どこを想定されているのか。説明をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すいません。私の答弁のほうは、少し間違っていたのかもわかりませんが、2次避難場所の内容と内訳につきましては、紀伊長島区9箇所、海山区16箇所、計25箇所でございます。収容人数は6,900名とさせていただいております。場所っていいましたか。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

議長すいません。紀伊長島区のほうは9箇所なんですけど、海山区のほうは9箇所だと思んですけども、16箇所ということなんですけども、馬瀬、河内、上里、中里、ほかに何かありますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろ大きなところから小さいところまであります。集会所等も数が入っておりますので、馬瀬ですね、それからお寺さんなど集会所、馬瀬とか、鯨、河内、細野、上里の福祉会館など、それと上里小学校とか、三船中学校など、それから、やはり浸水域外の集会所、それから海山リサイクルセンターや船津小学校、これも船津近辺、ですから船津から上のほうのですね、学校とか集会所、そういったものを足すと、皆で16箇所ということになります。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

ここで押し問答するつもりはないんですけども、指定避難所一覧表ということからいくと、馬瀬が3箇所、河内が2箇所、上里が3箇所、中里が1箇所ということで、そのリサイクルのところ辺は、この一覧表の中には入っていないと思うんですけど、ちょっと確認をお願いします。この一覧表を基に今、質問させてもらっているんです。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

課長に。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

すいません。今回の指定避難所の一覧なんですけど、こちらにつきましては、災害対策基本法が変更になりましたですね、昨年11月に開催していただきました防災会議の中で決定をいただきまして、その中でですね、指定避難所として16箇所、海山区につきましては、16箇所を指定させていただいております。

もしかすると、議員にお渡ししたのがですね、こちらの7箇所抜けたものをお渡ししてしまっているのかもわかりません。申し訳ありません。16箇所でございます。失礼します。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

わかりました。それじゃ7箇所、海山区のほうは増えたという、11月の防災会議の時にね、増えたということで理解しました。それで、人数的に何名と言われたですか。前の資料だと、5,620名なんですけども、何名、再度お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

資料によりますと、6,900名ということになっております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

この収容人数の算出根拠は。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3㎡ということがございます。1人あたりですね、申し訳ないです。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これは、一応、緊急避難場所につきましては、1平方メートル2人ということで、計算されると思う。これは長期滞在になるということで、3㎡に1人という計算、今、お伺いしたんですけども、この6,900名という、災害状況にもよりますけども、6,900名という、少し足りない状況になってくると思います。災害の状況に応じて、使える指定避難場所も増えるかとは思いますが、最悪の場合6,900名ということですので、この数字に対して、少し少ないと思いますので、やっぱり指定避難場所は、去年より増えたように、もっと増やしていくべきだと思いますが、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実にですね、指定2次避難場所につきましてはですね、今、申し上げたように、浸水

域外ということで、今ある公共施設等を計算しておりますので、ということなんで、今の段階では、やはり県の想定はですね、1万1,000人ということですから、それだけで賄えるものではございません。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、言われたように、今、現実こうですけども、やはり今後のことを考えたらね、やっぱり2次避難場所、やっぱり徐々に増やしていくということも、想定していただきたいと思えます。

後、始神テラスの2階部分ですね、これは津波の場合、大災害の場合は防災拠点となると、自衛隊とかがきて、なるというふう聞いて、建設する時に言われたと思うんですけども、本庁が使えない場合なんか、自衛隊とか、防災拠点となるということをお伺いしていますが、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご存じのようにですね、議会の上でも防災拠点という位置づけで、つくらせていただいております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

そうなった場合ですね、例えば大災害が起きて、停電状況になると、全町が。なった場合に、この始神テラスの2階部分が、対策本部になった場合にね、非常時の発電設備なんかはどうなっているんですか。あそこも停電になると思うんですけども、その点についてどうなのか。また、もう1点、各避難場所との連絡とかも、とるような状況も出てくると思うんですけども、その時も通信手段、この2点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、確認したのは、72時間、非常用の電源が確保されるということでございます。そう

いう中で、我々としてはですね、県のほうの防災行政無線ですね、お願いしておりますが、28年度予算では難しいという返事をいただいております。そのほかですね、いろいろな連絡手段がございますので、消防のですね、デジタルとか、そういったものも活用しながらですね、とれるように、また衛星携帯電話を、毎年増やしておりますので、そういったものも活用しながら、やっていきたいと思っております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今回、僕は小さい災害の場合じゃなくてね、大災害の場合のことを言っていますので、72時間、電源があるということですけども、まあまあ3日間ですね、なんですけども、できるだけ、そういう予備のもんが、財源的にもね、できるようにしたら、もう少し完備のほうも考えていただきたいと。あと通信手段、衛星放送とか、衛星のなんかもあると思うんですけど、今、言われたように。予算の加減とか、難しいものが出てくると。ただ2次避難場所にも、そういう受信する通信のもんがあるのかどうか。そういう完備が、次のところでまた言いますので、その点も含めて、通信手段は大事なものになってきますので、そこら辺も今後とも考えていただきたいと思っております。

続いて、要配慮者のための福祉避難所というのが、想定されると思うんですけども、その福祉避難所の場所は、ある程度、現時点で想定されているのか。お願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは協定を結ばさせていただいております。場所ですか、申し訳ございません。

9箇所、結んでおります。それぞれのですね、グループホームとか、特別養護老人ホームやグループホーム言いましたよね、そういった老健施設ですね、俗に言う。そういうところと結ばさせていただいております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これは災害協定の中の協定書の中で、今、言われましたように、福祉施設6団体、9施設と協定を結ばれておるということで、要配慮者の方々が、体の優れない方、いろいろ出

てきますので、やっぱりそういうところと、きちっと連絡をとって、福祉避難所がすぐ開設できるような手段を、今後ともとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと仮設住宅設置が出てくると思うんですけども、他の地域のことを考えますと、学校の運動場とか、いろいろなことが想定されているのが現状なんですけども、この地域では2次避難後の、後の話なんですけども、だいたい仮設住宅はどこら辺に建てられるということは想定されているのでしょうか。答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、現状空いているところというところでは、赤羽公園とか海山のリサイクルセンターの隣の土地、そういったものを想定しております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

わかりました。それでは、災害時に、その施設ですね、2次避難所で設備されている、完備されている設備はということなんですけども、これは災害時でね、2次避難所で長期で避難していかなければならない状況になる可能性がありますので、先ほどの答弁では、パーティションですか、プライバシーを確保するために、今、学校で1つあるということでしたね。

それで、今後はそういうものも、今後、揃えていくということだったんですけども、言わんとするのは、例えば先ほど言いましたように、対策本部との通信手段、各施設に2次避難所に、そういう受ける側の通信設備がされているのか。また、電源、非常用電源ですね、そういうものが設備されているのか。また、防災備品、医療、軽い医療施設、設備、例えば、そこだと食事がある程度できるように、そんな設備については、完備されているのか。これは大災害の時に、各紀北町全域が停電になったり、水道が出なくなったりした時点の話です。答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域災害につきましてはですね、ライフライン等が遮断されます。そういった時に、十分な対応ができるかという、今の段階ではできません。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今の町長の答弁ではできませんということでしたんですけども、そうですね。ただ、最低限、今、起こるかもわからないので、やはりある程度、最低限の設備は2次避難所に設備していくべきだと思います。今の時点で、できてない部分も確かにあると思うんですけども、この今、僕が述べた中でも、優先事項をきちっとつけていただいて、直ぐにでもできるところから、やっぱりしていただかないと、実際、避難所にいきました。何もその状況でできませんということもありえますので、その点については、今言ったように、優先順位をつけて、予算のこともあると思うんですけども、早めにいつ起こるか、本来でしたら、もっと前にやっていただきたいことなんですけども、とにかく急いで、その状況、今の2次避難所の状況を把握して、優先順位をつけて、完備できるところからしていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず謝ります。言葉足らずでございます。基本的にはその食糧とかですね、そういったものは、今、備蓄したり簡易トイレ、トイレ用のテントとかですね、そういったものは今も27年度予算でも、一例でお話させていただきましょ。アルファ米7,800食、飲料水を1万1,600リットル、これは27年度予算ですね、備蓄品として炊飯袋8,000枚、災害時レスキューシート1,200枚、備蓄用ウェットタオル400枚、ウェットティッシュ600個、折り畳み式トイレ用テント58張り、組み立て式簡易トイレ58セット、トイレトペーパー600ロール。

それから、28年度で購入する予定は、アルファ米7,760食、飲料水を6,800リットル、それからパーテーション等を考えております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

その設備については、各避難所にある程度、分散されているんですか。1箇所なんです

か。その点について、答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

分散でございます。始神テラス等も含めてですね、そういった浸水域外、それともう1点は台風等の避難ということもございますので、そういった避難場所となっているようなところにもしております。津波のみならず、そういった避難場所にも、分散して置いております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

わかりました。ある程度、各避難所には完備してもろとるやつは、してもろとると。ただ、今、言いましたように、やっぱりない部分については、優先順位をつけて、できるだけ早くお願いしたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

それでは、次にその施設運営をどのように体制でしていくかということなんですけども、これは運営マニュアルが策定してあると。まだ議会には示してないということでしたんですけども、これは早くね、議会にも示していただいて、私たち議員も把握しておく部分が大切だと思いますので、お願いします。

それで、各避難所の運営なんですけども、防災計画を見ていると、各避難所で運営委員会を設置しなければならないと思います。これは基本的には、その地域の方々とか、いろいろな方々の協力を得て、運営委員会を設立するという事になっているんですけども、実際、各運営所の運営委員会を、どのようにして立ち上げていくのか。答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的な部分がね、先ほど申し上げたように、まだ、そういう自主防の方たちと、皆さんお話ししていないので、まず、一定の、この辺、コミュニティーが残っていますよね。そういう中で、暫定的にもう委員会をしていただいて、それから、本格的な運営委員会をつくっていただいて、基本は自主運営という形になります。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

僕も自主防災会していますので、僕は中州ですので、避難所はありません。少なくともね、避難所がある地域の自主防災会の方々とか、地域の方々、やはり、いざなった時に、いろんな方がその方がおられるか、おられないか、その避難場所に来られるかどうかともわかりませんので、やっぱり、いろんな少なくとも避難所のある地域の方々とは、綿密な打合せをしていくべきだと思います。

今、町長は今後そういう話もということでしたんですけども、これもそうなんですけども、やはりもう少し前にね、以前にしとかなければならないことだと、私は思いますんで、早急にね、お願いしたいと思います。ただ、あと委員会、基本的には町長が言われたように、地域の方が自主的にということが前提だと、私も理解してますけども、実際になった場合に、じゃあ地域の方々が、じゃあこうする、ああするとリーダーとして、誰かがやってということも、なかなか現実、難しい場合もあると思うんです。その場合は、基本的に地域の方々、申し訳ないけども、やっぱり町の職員の方々、頼りにしとるところもあると思いますんで、例えば避難場所に担当の町職員が派遣されるとかいうふうな手順とか、今、考えられておられるのか、答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、最初の前半の話になりますけども、この5年間、より早く、より高くということで、命を救うという施策を重点的にやってまいりました。その結果、こちら2次避難の運営とかですね、2次避難の今、言われた備品等も遅れているのも事実でございます。ですから、これらは先ほど申し上げたように、自主避難が、自主運営が原則になりますんで、これは地域の自主防の皆様、それからその避難場所のある、2次避難場所のある方とですね、連携をとって、どういう形にしなければいけない、これから、まさに議員のおっしゃるとおりだと思います。詰めていかなければいけない。ただ、町職員がですね、そういう張り付いてということは、25箇所、なかなか難しいことだと思います。

連携は一生懸命とりますけれども、こういう大規模災害があったら、町のやるべき仕事はすごい山ほどきて、我々も職員を出しましたように、いっぱい足りないという状況になります。そういった意味では、やはりしっかりと自主防の皆さんと話しながら、こういう

2次避難所の運営はこうですよということをですね、これから28年度からですね、しっかり取り組んで、ご理解していただいて、先ほども何度も申し上げますけども、一定の地域コミュニティがございますので、この辺はまだ。そういったものをですね、同じそういった2次避難場所の想定されるところのところと、こちらが丸っきり2次避難場所でない方と連携をとってですね、話し合っ、じゃあどうするという訓練も、これからやっ、いかなければいけないと思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

まさに僕も同じ考えなんです。結局、僕も含めてなんですけども、何とか町職員がやってくれるだろうという考えは、少なからず町民の方々は持つておられると思うんです。ただ、今、言われたように、町職員は町職員で、家庭も持つていれば、仕事のことで、いろんな仕事もなってくると思うんです。

それで、地域もこういう時には、協力して自主的にやることもやらなくちゃいけないと。ただ、今、言われたように、これかせないかんという話なんですけども、僕も先ほど冒頭で申しましたように、自主防災をしまして、とにかく1次避難さすことばかり、常にやってきましたけれども、やはり並行してそのところも、きちっとしていかななくちゃいけない。

だからこそ、事前に地域の方々、自主防災会も含めた地域の方々と綿密な打合せをして、こういう時はこういうことを皆さんにもお願いするよ。そういうような打合せをして、はじめて災害の時に、地域の方々もじゃあこうしようということもできると思いますんで、その話をね、本当に綿密にしてください、町職員はこういうことをしなくちゃいけない。

だから、皆さんこういうことをしてくださいよという説明をした上でね、皆さんの協力を、地域の方々に協力を求めるべきだと思っていましたので、今、町長言われたんですけども、本当にこれはね、先ほどからもこれは防災のことを言っていますけども、もっと前にしていただきたいというのが本音なんですけども、とにかくしてないことについては、早急にしていただきたいと思いますんで、再度答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おそらくですね、町民の皆様、今の状態ですと、避難場所、2次避難場所の運営も、町がやってくれると、そのように思っていると思います。我々もですね、これからそういったところを、しっかり理解していただきながら、やっていかなければいけないと思いますので、マニュアルにも書いてあるんですが、のちに自主防災会にも全て配らせていただくつもりなんですが、そういった意味でも、このマニュアルには、そういった内容も書いてありますので、それらをですね、十分熟知して、基本的には自助・共助の部分が大事になってきますので、そこら辺をしっかりと我々も伝えていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

ありがとうございます。基本的に、僕は、今回、一般質問したのは、本当にこういうことなんですわ。あのね、こういうことを皆にわかっていただいて、皆で助け合って、災害の時はやっていこうじゃないかというふうな、皆が意識を持ってもらう。それが大災害の時にできることだと思います。ただ、急に起こってね、じゃあというと、今の現状やとたぶん無理やと思います。

だからこそ、話し合いをきちっとしていただきたいという意味で、今回、一般質問していますので、その点よろしく願いいたします。

それでは、次に要配慮者支援における2次避難誘導體制ですね。これについての答弁を求めます。これにつきましては、以前に、前も一般質問でしたんですけども、紀北町避難支援プラン全体計画というのが、22年3月につくられているんですけども、これはある程度、形は変えたとしても、生きている資料だと思って理解しております。

この点におきまして、3ページにも載っているんですけども、要配慮者マップの作成をつくらなければ、作成するというふうにはなっているんですけども、この要配慮者マップの作成は、策定されましたでしょうか、答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長のほうから、すいません、答弁させていただきます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

要配慮者の関係のですね、マップにつきましては、ペーパーでのものではなくてですね、データベースとして、パソコンの中で、地図上で確認するようなシステムが構築されております。これにつきましては、今年度ですね、担当する課だけ、確認するようなことができるようなシステムを、もう既に導入しております。必要な時に、そこから打ち出して使用することが可能という状態になっております。以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これにつきましては、CDがつくられておるといことなんで、こういうことも含めてね、避難行動要支援者名簿ですね、ここら辺のところは、作成しておかなければならないと、それをどこで保管するかなんですけれども、守秘義務の問題もありまして、なかなか表には出せない情報だと思うんですけれども、これは災害になった時に、一元化されて、きっちとどこかが管理して、それを伝達して要配慮者を、情報を得て救助に向かったり、助けたりする状況が出ると思うんですけれども、その点についての情報の一元化、一元化された情報をどのようにスムーズに使って、要配慮者の支援に迎えるのか。その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この辺も少ししっかり伝えていただいたほうがいいと思いますので、担当課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

避難行動に際してですね、支援の必要な方につきましては、避難行動要支援者名簿というのを作成するよとということ、こちらのほうが平成25年度の災害対策基本法のほうで定められております。それに基づきまして、福祉保健課さんのほうでですね、名簿のほうを作成をさせていただいております。その名簿に基づきましてですね、危機管理課のほうでですね、その名簿を管理させていただく。名簿につきましては、一般に公表する場合は

ですね、ご本人の同意が必要であるということ。

それと、提供されるものにつきましては、同意をいただいたものについてのみ、自主防災会さんとかですね、自治会さんとか、そちらの方にですね、守秘義務をかけてですね、データの提供をすることができるという、法の体系になっております。現在ですね、危機管理課のほうで、福祉保健課さんのほうでつくっていただいた名簿を基にですね、この場合はその名簿がありますので、緊急時はその名簿を使ってですね、いろんな対応を緊急時の場合は対応させていただきますが、平時からですね、いろんな計画を作成したりですね、自主防災会さん、あるいは自治会さんがですね、その名簿を使ってですね、いろんな訓練をすとか、地区としての計画をつくっていただくとかいう場合には、その守秘義務がかかった部分しか出せませんので、現在はですね、その対象になる方についてですね、公表してもいいか、お渡ししてもいいかどうかの確認作業中でございます。

この確認作業が終わり次第ですね、外に出せる名簿と内部的に緊急時のみ使用する名簿、緊急時に使用する場合とですね、平時から外へ出せるものという振り分けをしてですね、自主防災会さんのほうで、町と協定を結んだ上でですね、守秘義務がかかりますので、その利用できる名簿については、お渡しをさせていただくことになると思います。

以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これは、今、言われたように、手上げ方式と、同意方式ということで、僕も理解しておるんです。これは22年3月のころから、全体計画が策定されて、その頃から言われていることなんです。僕らは自主防災会でも、そこら辺、守秘義務の問題があって、なかなかそういう資料が持てないということは、よく理解しておるんですけども、実際、今、言われたんですけども、避難者名簿が福祉保健課で管理されておると。

そうすると実際、災害が今でも起こった時にね、どういうふうな経緯をもって、その方々に連絡をとったり、救助へ行ったりすることができるのかどうか。先ほども言いましたように、基本的には自助・共助のもとで逃げなくちゃいけない。職員の方々が、災害が起こった時点で、どれぐらいそういうことができるのかどうか。実際、今、一元化と僕は言いましたけども、福祉保健課の資料が危機管理課へ行って、危機管理課からじゃどういうふうな加減でいくのか。

実際、確かに名簿は、その手上げ方式とか、同意方式でつくっておる分があって、今度公開するとかいってますけども、これもずっと前から、昔から前から言われておることで、今だにそれが進んでいない状況、実際に起こった時に、その資料がどういうふうな経緯を経て、使われていくのか。そこまで想定されているのか、答弁を求めます。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

名簿につきましては、行政内につきましてはですね、必要な時にお渡しすることができますので、時間的余裕のあるですね、救助に行くことができる場合は、消防団を使うなりですね、役場の職員でいきなり、それはその名簿を使って活動することができます。

ただ、時間的余裕がない場合はですね、事前にですね、ご了解いただいた方について、自主防災会さんとか、自治会さんのほうにですね、名簿を渡したうえでですね、その方と個別にですね、どういう避難をするかというような計画をですね、つくっていただかない限りですね、役場のほうで津波が来る時にですね、助けに行くということは、非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

だから、ようわからんのですけども、先ほども言いましたように、自助・共助・公助、いろんな立場での分担で、災害が起こったら、皆で協力してやっていくという意味合いで、現実に起こった時に、町職員の方が災害者のところへ行って、助けてに行つてというのは、不可能な部分が出てきます。それで、自主防災会においてでもそうです。なかなかそういう方々、資料がなかったら行けません。

それで、自分は要配慮者だということを、人に言いたくないという方もみえますけども、やはり基本的には手上げ方式、同意方針をできるだけ事情を説明して、していただいて、その資料を各自治会とか、自主防災会、町もそうですし、消防、いろいろなところで持って、何かの時はすぐ動けるような状況が必要だと思うんです。

福祉保健課が名簿をつくっていますよ。それをじゃあ危機管理課へいきます。危機管理課から町職員が、じゃあ、そこで動けるの、消防団が動けるの、という状況が、必ず出て

くると思いますんで、要配慮者の場合はね、守秘義務問題ありますんで、できるだけそこら辺を、早めにできるところを進めていく。現実、起こったことを想定して、実際、考えていただかないと、確かに資料はつくっていただいておりますけども、結局その資料が無駄になるんじゃないかなと気がしますんで、その点についての答弁を再度求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ない。ちょっと言葉足らずだったと思います。これはね、あくまでも事前に対応していただくということでございます。地域の皆さんが、地域の互助のもとで、互助のもとです、助け合う、個別計画もですね、役場の職員が決して、行って助けるというような計画ではございません。

ですから、事前に渡せるべき名簿は、守秘義務というような協定を結びながらですね、自主防災会や自治会の皆さんにお渡しし、例えばそれが分団であれば、消防団の皆さんに渡したりとかね、そういう形でやりながら、事前にこうやっていきます。それから、緊急時ということは、例えば起きてしまった時ですよ。3分、5分で津波はきますから、そういう時には、そういう要支援者がお逃げになってみえるか、そういうことも確認等にも活用できますけど、基本は事前に渡させていただきまして、それでまた地域といえば、議員のどこやったら中州なら中州という、限られた範囲ですので、そういう中で事前に対応していただくということです。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

わかりました。基本的にそやでそういうことも含めてね、はじめから地域の方々と、こういうことだからということをお話し合いが、やっぱり少ないと思いますんで、そこら辺のところは、そこら辺も含めて、地域の方々とはいきちつと事前に話しておくべきだと思いますんで、今の話はわかります。

だから、だからこそ、そういう話を事前にやっていきたいと思いますんで、ちょっと時間がないんで、次へいきます。

災害協定の現況ということで、お伺いします。災害協定の現況なんですけども、協定一覧表というのを、ちょっと資料をいただいておりますので、それを基に話をしたいと思う

んですけれども、これは災害協定が資料としてあるんですけれども、災害協定者との連絡体制は、急な時ですね、災害が起きた時に連絡する、連絡体制は立てられているのか。あと災害協定者に、どこから必要なものは、どこから早めに連絡する、優先順位とかは決められているのか、まず答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、災害を対象として結んでおりますので、今、25件の協定を結んでおります。そういった中で、お互いがいろいろな形で連絡を取り合って、それぞれの対応にご協力をいただくということです。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これは、その各課で関連しとるところが、各課で取り合うということですか。そういうふうな連絡体制をどういうふうにされておるんですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、そういう協定ということで、お互いが認識しておりますので、こちらから連絡する場合もあろうかと思えますけど、全体論として災害対策本部から、いろいろなところと連絡させていただく。向こうから、もちろん、そうなったら、さあ何事やということと来ていただくこともあろうかと思えます。

特に電気系統とかですね、ガス系統、そういったものはですね、インフラにつながりますんで、そういう形になろうかと思えます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

向こうから来てくれるかもわからんけども、やっぱりこっちから、きちっと連絡体制を、本部としてつくっていくべきだと思いますんで、その点、十分お願いいたします。

後この災害協定の中に、始神テラスが協定に入っていないんです。あの施設を建設する時

に、災害協定を結んでおくべきですよという話をさせてもろた時も、町長はそうです、ちゃんとしますという話を受けたと思うんですけども、もう9カ月ですか、経っているんですけど、未だにこれに載ってないんですけども、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご指摘の点、ごもっともでございます。我々としてもですね、防災拠点という形づくり上げました。そういう中で、防災拠点として使用する場合はという基本協定の中にもございますので、そのところはですね、商工会、ジャパンのほうと、しっかりとお話をしながらですね、議員おっしゃりたいことは、おそらくもう適当な、グレーな部分で協力し合うって、おかしいやないかという話だと思いますんで、ジャパンのほうとも相談したいと思います。申し訳ございません。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これは前からだいたい言っておった。例えばその基本的には、そのなんかあった時には、食べるものも食わず、ただ、あそこに委託しとる分もあると思いますんで、何でもかんでも使えるような状況じゃなくなる可能性もありますんで、きちっと災害時には、そういう部分を細かい話をしとくべきだと思って、もう前から言っておるんですけども、これ、なんで遅れたんですか。その点について答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その部分については、なんで遅れたか、私はちょっと認識不足というか、明らかに自分でそこにある商品も、議会でも説明してきましたね、商品も使わせていただきますし、そこでもご飯も炊けますよねという話をしてきましたんで、私自身はもう使えるもんやと思いい込んでいましたもんで、協定まで至りませんでした。あと担当のほうで何か話しすることありますか。お願いします。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

先ほど町長がご説明させていただいたようにですね、基本協定の中で、災害時にはですね、この施設を使わせていただくと。それにかかる費用についてはですね、町のほうを持つというようなことになっておりますもので、基本的にはこの中で対応できるかなというところがあったんですが、先ほど町長が言われたように、もし少し明確にですね、細かいところまでですね、詰めておいたほうがいいということは、ありましてですね、そちらのほうのですね、内容について一応、案的なものをですね、つくってですね、精査をしておいたんですが、最終的には協定に至っていないというのは、こちらのほうですね、時間的な対応がちょっと遅れているということでございますので、誠に申し訳ないということでございます。以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

その点についても早急にお願いします。あともう1点ね、災害協定の中に、トイレ設備、仮設トイレの協定がないんです。女の方なんかは、トイレが大変になってくると思います。いろんな仮設トイレやっておるところもあると思うんですけど、やはり協定を結んで、なんかの時はということで、きちっとしたほうがいいと思いますんで、今、僕が見た感じでは、トイレがあったのと、ほかにも漏れておるところがあると思うんです。やっぱり協定を結んでおると、結んでないのとでは、また違うと思いますんで、その点について、今後、協定内容を見直していただきたいと、追加とか考えていただきたいと思いますので、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

1点ね、課長のほうから言ったんですが、基本協定の中で、始神テラスさんとの関係なんですけど、振興施設を防災の拠点施設として使用する場合は、町が自らの責任と費用において実施するものとあったのをですね、そういうふうに読んでおりましたので、早急に協定書についてはですね、申し入れなりをさせていただきたいなと思います。

それとトイレ、これはもう重要なところでございます。この間、磯和教授のお話の中でも出ましたんで、それらもですね、調査して、協定を結べるものなら、そういった協定を

結ぶ、また、どういう形になるかわかりませんが、十分そこを注視したいと思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これで1問目なんですけども、これ最後にですね、ちょっとえらい時間の配分が悪いもんで、ちょっと最後にね、ちょっと想定の状態を教えてくださいなんですけども、これにつきましては、ちょっと今から例を言いますので、言葉じゃわからんけども、ちょっとこれから、今から読む例を渡したいと思います。いいですか。言葉だけでいいですか。もしよかったら。

瀧本攻議長

渡してください。

14番 平野隆久議員

よろしいですか。それでは、この1問目の最後の質問として、津波災害での中州地区を想定した状況に対しての対処の仕方の答弁を求めたいと思います。この3月20日、日曜日の朝、午前2時にマグニチュード9の地震が発生し、15分後に30cmの第一波、最終的には8m50cmの津波が襲来しました。

それにより中州自主防災会の役員を含めた、区民ほか町民の方々がN T T屋上に120名、中州公園避難タワーに180名避難しました。その時、避難した人たちの中に、誰も町行政無線を持っていませんでした。また、避難した人たちの中には、それぞれの緊急避難所に1人では歩行できない方が3名ずつおられました。

その後、水が引けたのは、翌日の夜、午後10時で、約20時間の間、1次避難所から身動きができない状況でありました。また、中州区の住宅家屋は、地震と津波により全て倒壊してしまいました。このような1次避難した人たちは、この後どういう行動をとったらよいのでしょうか。

3月20日、午前2時に地震が発生したと同時に、災害対策本部としてとる行動を、時系列にて説明していただき、あわせて1次避難した後、2次避難所での避難者の想定される状況を説明していただきたいと思います。

これらを町民の方々が知ることによって、1つの行動パターンとして理解でき、ほかのパターンの参考にできるのではないかと思いますので、具体的な説明をよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

町長、説明できる。

尾上町長。

尾上壽一町長

なかなか想定問題まで出てくるとは思いませんでしたが、まずは、今ここにも書いてあるようにですね、災害対策本部を、まずただちに設置という形になります。そういう中で、それぞれの避難場所との連絡のとり方はですね、今、申し上げたように、緊急避難場所には、そういった連絡網がない場合もございますが、そういった部分、町の職員なり、いろいろな方々、消防団等しながらですね、基本的に、そういう連絡をまず情報をとる。それから情報を与える。そういう行動をします。

そして、そういった要支援者がございましたら、災害対策本部から、例えば自衛隊なり、DMA T、そういったものにご連絡をさせていただきまして、救助のヘリコプターをお願いする、そういった自衛隊の方に、そちらへ入っていただく。そういったことで、応援を願うということでございます。

ですから、災害対策本部として、まずはそういった避難、2次避難ができない方たちを、優先的にどうするかということ、まずやらなければいけないと思います。そういった意味では、1次避難において助かった命を、どうやって次の2次避難所、それから2次避難所から平穏な生活に、命をつないでいくかということが大事だと思っております。

瀧本攻議長

ちょっと平野議員、この後の質問あるけど、どうします。

14番 平野隆久議員

やります、これもうすぐ終わります。

瀧本攻議長

やってください。

14番 平野隆久議員

僕の言いたいのはね、やっぱり日頃から、こういうことがいつ、本当に、本当にこの20日に起こるかわかりませんので、やはり、こういうことを想定して、現実を考えていただきたいということで、今回、一般質問をさせてもろてますんで、こういうことを常日頃から想定して、考えておいていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういったものは、議員ご指摘のようにですね、やはりいろいろな訓練や、想定、図上訓練などもございますけど、そういったものも繰り返すことによって、町民の皆様の安全、安心につながると思いますので、これからもですね、そういった意識の啓発、それから我々自身の意識の向上に努めていきたい。そのように思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、時間ちょっと少ないんで、ちょっと次へいきます。

続いて、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問をいたします。

今年の1月に、紀北町人口ビジョンと紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてが策定されました。これは地方創生に基づく国の総合戦略として、2015から2019年度の5年間の政策目標及び施策が策定され、地方公共団体が地方版総合戦略を策定することにより、国の情報支援、人的支援、財政支援が、28年度より本格的に行われます。

それに先立って、地方創生先行型交付金として、昨年のプレミアム商品券や紀北もてなし事業、食等のブランドアップ事業、スポーツ交流活性化事業等の交付金が、約8,500万円交付されました。また、地方創生加速化交付金として、国の予算で約1,000億円が承認され、当町も今定例会の最終日には、補正予算として、議案上程されるのではないかと聞いております。

そして、28年度には地方創生推進交付金、約1,000億円が計上され、今定例会の当初予算では、合計約9億4,000万円が計上されています。また、加速化交付金は1億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、即効性の高い事業を支援し、推進交付金では地方公共団体が成果目標の達成に向けて、取り組めるよう地域再生法に基づく、法律補助として位置づけ、複数年度にわたる先駆的な事業を支援していくこととしていますといった内容の通知文書が、平成27年12月24日付けで、石破茂地方創生担当大臣から各市区町村議会議長宛てで届いております。

このように、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略については、国としても地方の人口減少や経済力の低下に危機感を感じ、地方公共団体が自主的に基本目標を明示した施策

の展開や、重要行政評価指標、K P I の達成に向けた進捗状況の検証を確約することにより、地方創生の3本の矢といわれる、情報人的財政支援が国から行われることだと理解しております。

ということは、交付金を受ける地方公共団体としては、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての指針に則り、適宜に基本目標を遂行し、K P I の達成度を検証していくことが、大変重要となってきます。

今回、地方創生加速化交付金や地方創生推進交付金の予算が、今定例会で可決されれば、事業内容に沿って施策を進めていくわけですが、町長はこの予算の意味合いをどう感じ、今後これらの施策に向けて、どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方創生ということでございます。基本的にはですね、皆様にもお話もさせていただいたところでございますが、基本的に我々の町には町という、総合計画後期基本計画というのがございます。それに基づきながらやっていくわけでございますが、日本国がですね、お話しして、この基にあるのが、やはり地方消滅というお話が、基にあらうかと思えます。そういう中で、まち・ひと・しごとの創生総合戦略をつくる時に、人口ビジョンを策定しということがあって、人口ビジョンも示させていただきました。

ということですね、総合計画とそれぞれがございしますが、その中で人口ビジョン、こういう急激な減少があるよ。あげなさいよということなんで、基本的には、総合戦略を中心としながら、国がいう、まち・ひと・しごと創生総合戦略という形で、今年度、28年度当初、27年度加速化交付金、そういったものにですね、充てていくということでございますので、そういったものに、国の示そうとする産業とか、そういうものをしっかりして、子育て支援とかそういったものをやっていく、そういったものについてですね、一生懸命これからも5年間、この計画に基づいて頑張っていきたいなと思えます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

ちょっと端折って申し訳ないんですけども、最後にちょっと1問だけ、関連したいと思えます。基本目標1から4の重要行政評価指標の目標値、平成31年が掲載されていますが。

瀧本攻議長

発言止めてください。時間です。

答弁ありません。

答弁するんやったらしてください。

瀧本攻議長

これで平野隆久君の発言を終わり、3時20分まで休憩といたします。

(午後 3時 03分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 20分)

瀧本攻議長

次に、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

7番近澤チヅル。3月議会の一般質問を行います。

昨日から少し喉を痛めておりまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

平成28年度の施政方針で、町長は就任以来おっしゃっておいりました、全ては住民目線で、全ては住民と共に、の基本姿勢のもと、現場を重視し町民の皆様との協働によるまちづくりに取り組むと決意を語っておられました。この点につきましては、まったく同じ思いでございます。その立場で、28年度のスタートに対し質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

まずはじめに、1つ目の質問をして回答をいただき、また、2つ目の質問に移りたいと思います。

1番、快適で安心して暮らせるまちづくりについて、町長はハード面を示されておりますが、私はソフト面に目を向け、12月議会に続き、地域医療構想について再び質問させていただきます。先日、私はある講演で、生老病死という四字熟語に出会いました。本当に心をうたれました。町長もご存じだとは思いますが、失礼ですが、生老病死、こう書かれておりました。本来は、同じ大きさ字でございますが、その講演でも生れると、死を大きく書いてありました。これは仏教用語だそうです。人間として生れたら、4つの苦があるということで、四苦八苦という言葉の四苦にあたるそうです。

人として免れることができない、生れること、年をとること、病気をすること、そして死、ちょうど生と死の間に、老いと病があると、改めて気付かされました。私は今回、この老いと病に関する質問をいたします。

まずは病に関する質問、医療についてです。国は少子超高齢化の社会の到来に向けて、都道府県に2025年以降の地域医療構想の策定を義務付けました。三重県はこの医療介護総合確保推進法に基づき、県内を8つの地域に分け、地域医療構想調整会議を結成し、このうち紀北・紀南地方では、東紀州地区医療構想調整会議が、これまで先日の3月8日を含み、4回、開かれております。

この総合法は、国の医療費削減計画に沿っていることが、そもそも問題です。地域の医療をより良くしていこうという考え方だけではなく、超高齢化社会での医療費拡大を抑えるために、より医療資源投入量の高い、急性期病床から投入量の低い回復期へと変えることで、医療費を削減しようとするものです。少子化、高齢化で病床は少なくてもいいでしょうということは考えられると思いますが、必要な医療が、必要な場所で、誰でも受けられる体制でなくては、軽々しく病床の削減はできないと思います。

県の資料では、病床機能報告で得られるデータや、近々算出する予定となっている構想地域ごとの2025年の医療費事業率とか、そういう数字、医療機関ごとの患者受入状況など、必要なデータを収集し、これらの情報を基に議論を進めていくこととし、同時に在宅医療体制整備を進める議論もするとあります。これまでの医療体系を見直す必要はあるかと思いますが、医師不足、看護師不足もあります。このような状況で、数字だけが踊っているような構想では、どうも納得することはできません。

在宅の問題にしても、受け皿がどれだけ整備され、どれだけの社会資源があるか、大きな問題です。また、介護抜きには語れません。数字を基に将来を構想する、この会議の内容が広く深く議論されるべきですが、私たち町民は新聞だけの情報しかありません。この

地方存続に、そして、何よりも大切な命に関わる大切な会議、第4回会議でも、この会議の議長も、この会議が知られていなさ過ぎるとおっしゃっておいりましたことから含め、内容も含め、広く紀北町民に知らせるべきであり、町民への説明責任を求めます。町長の考えを問います。

次に、この会議には紀北町を代表して、福祉保健課長が参加されております。広く町民の声を届け、深く議論するために、また、課長1人に重責を負わすことがないように求めます。

2. 地域住民、患者団体、医療や介護の現場の意見を聞く機会を持ってください。そして、町民の声を構想に反映させるべきです。町長の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。もう1つ続けていきます。ごめんなさい。

次に、4つの苦の1つ、老いに関して、介護保険制度についてお伺いします。

2015年介護保険法が4点改正されました。それにより、要支援1、2の訪問介護と通所介護を、介護保険給付の対象から外し、地域支援事業へと新総合事業になります。また、昨年4月からは特養、老人ホームの入所者は、原則要介護3以上になりました。また、8月には所得によって、それまで一律だった介護保険利用料を、所得の高い方は2割に引き上げられました。また、低所得者でも預貯金などが一定あれば、施設の居住費、食費を保険給付しないことになりました。

その中でもプラス面としては、はじめて公費投入で低所得者保険料軽減が行われました。今回、この新総合事業は、1、先ほども申しましたが、要支援1、2のヘルパーとデイサービスの給付を廃止し、市町村の事業に移行されます。そして、サービスの内容や価格、利用者負担は市町村の裁量で決めることになります。

また、ボランティアやNPOなどの担い手に対しても、担い手としてコストを削減することもあります。そして、これらは全て来年4月までに、全市町村がスタートします。これによって、これまで介護保険料によって、全国どこでも一定一律の介護サービスを受けることができましたが、今回、要支援1、2が外れることによって、市町が決めた内容のサービスを受けることになります。

つまり介護サービスの質の低下が懸念されます。紀北町でも28年2月現在、要支援の方、要支援1、要支援2の方は、448名おられます。開始まであと1年と迫ってきました。介護保険からの給付から市町村の事業へと変わりますが、1. 訪問介護や通所介護利用者の実態、状況を十分に把握し、利用者の希望に基づく選択ができるように求めます。

予防、住まい、生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムを、地域の自主性や実情に応じて、構築する必要があるため、町社会福祉協議会、包括支援センター、介護事業所、専門職、地域住民等が地域の課題を共有し、世代を超えて共に考える仕組みと、支えあう地域づくりを進めていくことが重要と考えております。

現在、平成29年4月開始事業の日常生活支援総合事業につきましては、町と紀北町地域包括支援センターで週に一度、事業開始に向けた検討会を実施しております。また、尾鷲市、紀北広域連合、各地域包括支援センターと共同で、ワーキンググループを構成いたしまして、月に一度、事業のすり合わせを行っているところでございます。

また、平成30年4月開始事業の包括的支援事業につきましても、町、尾鷲市、紀北広域連合、各地域包括支援センター、社会福祉協議会とワーキンググループを構成して、月に一度程度、事業ごとに検討会が定期的実施しております。このような形で、町と関係機関が協力し、高齢者の方が住み慣れた地域で、可能な限り過ごしていただけるよう、地域包括ケアシステムの構築に努力してまいります。

それから、訪問介護や通所介護利用者の実態や状況を、十分に把握し、利用者の希望に基づく選択ができるように求めるということでございますが、訪問介護事業所と通所介護事業所の支援担当者と共に、新しい総合事業開始に向けた勉強会を開始いたしました。この勉強会は各事業所に対して、新しい総合事業の説明をするとともに、利用者の方々と直に接している、事業所の皆さんの声を聞くことを、主な目的といたしております。

また、地域の高齢者の方々の集いの場にお邪魔して、直接お話を聞かせていただく機会を設けさせていただき、実情把握に努めてさせていただいております。今後は事業開始までに、さまざまな意見を取り入れながら、高齢者個々の実情に応じたサービスが展開できるよう調査・研究を進めてまいります。

それから、現在利用しているサービスということでございましたが、要支援の方はケアマネジャーがケアマネジメントの中で、利用者の状態にあわせて、現行の訪問サービス、通所サービス等を利用していただいております。厚生労働省からのガイドラインの中で、示されておりますが、新しい総合事業に関しまして、町や地域包括支援センター等の窓口での相談を経て、介護認定申請、もしくは基本チェックリストを実施し、その内容を参考に利用者さんの状態にあわせて、必要なサービスにつなげていくことを想定いたしております。

そのケアマネジメントの中で、現行サービスや緩和された新しいサービス等を、高齢者

の方々の実情にあった、より多くの選択肢のある施策の展開をしていきたいと考えております。高齢者個々の身体状況や生活に応じた、生活状況に応じた、真に必要なサービスを選択できることが重要であると考えておりますので、最適なサービスを利用できるよう体制づくりに努めてまいります。以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

1つ目の地域住民の声を、地域住民への説明を求めるところでは、現状を見守るという、新聞とかでやっているからいいという、しないというふうに理解してよろしいですか。

実はですね、この間3月8日に、この会議がありました。その中ででもですね、紀北町民は新聞になんか難しいことが載つとるねというぐらいの感覚しかないんですけども、10年後の私たちの医療をどうするかという、大切な問題だと思うんですね。

この8日に行われました会議の中でも、協会保険の方から、事業所の健康保険委員1,800人の方にアンケートしたけれども、こういう医療機関に少し関わりのある方でも、地域医療構想については知らなかったという方が80%もあった。情報を知りたいと、その方たちが言っていたという報告もありました。

また、先ほど説明させていただきました、この会議の議長、尾鷲の委員の方ですが、この会議が知らなさ過ぎるって、嘆いておられました。これらの声に応えて、やはり、紀北町として町民の皆さんに、こういう会議をやっているんだなということを、やはり説明していくべきだと思いますが、これらの声に対して、町長はどのように判断されておりますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりなんですけどね、知らない人が多い、これは事実だと思いますし、また、知らない人が80%ということですね。そういうことはですね、町の行政でも同じような部分がございます。それはですね、政策をいろいろ行っていく、決定していく中で、情報のあまり知られてない方に一部分だけを、例えば、情報発信の中で伝えます。そうすると、まったく周りの環境や今の流れを知らない中で、その話だけ一人歩きするというこ

とがたくさんございます。

ですから、一定の形ができれば、こういう医療構想で、こういうものをやっているよということを伝えるのは、どれだけでも伝えるんですけども、私の言った、今現時点で伝えないというのは、その政策が決まっていけない、そういう中ですね、ああやれ、半分になるんやとか、そういう病床がね、そういう話を伝えると、ここから議論してかんならん部分でも、そういう部分が一人歩きしていく部分があるんで、今、専門家において議論していただいておりますので、そういう地域の皆さん、そういう団体の皆さん、それから住民の代表もね、入るようになっていきますよね。そういう方々がもっと議論を詰めていただいて、一定のものが出てこないとですね、我々自体も、どの部分で意見を言えばいいのかというものが、わかりにくいんですよ。

だから、そういう意味で、今の段階で細かいことは、話しづらいですねということで、今、現実にこういう地域医療構想があって、県が策定しなきゃいけないよということは、今日、議員がご質問していただくことで、住民の皆さんにこういう動きがあるんですよというのは、それこそわかると思いますんで、ただその中で、じゃあ今、1,000ある病床を2,000にせえとか、逆に300にせえとか、そういう議論がですね、出るやもしれません。そういうことで、私が今、伝えないというのは、そういう意味なんで、ちょっと誤解を招いたらごめんなさい。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

そういう説明でしたけれども、今回2月の末にですね、パブリックコメントが実施されました。全県下ですね、情報が少ないこともありまして、傍聴に行くか、地方新聞を見るか、ホームページで見るかしか、情報源がないわけですけども、44名の方から67件の意見が寄せられました。これが公開されたその内容なんですけれども、その中でですね、やっぱり大切な地域医療には、住民の声が届くことができない、介護保険者を入れよ、そういう声が多かって、今回、今後以降の会議に、住民の方、また介護関係の方を1名入れるということが提案され、今回、了承されたわけですね。

やっぱり町民が、上のほうでしとるんじゃなくって、紀北町の将来についてですね、各地域団体、そして住民の皆さんが、紀北町で話をして、紀北町の声を代表して、その中に声を届けることが、一番大事なことだと思うんですけども、その前提には、やはりこうい

うことが開かれるんですよというのを、町長のワークショップを開くのもよろしいですし、是非そこをですね、報告していただきたい。町民への説明の仕方には、いろんな方法があると思います。

2番目と重なる部分もあるんですけども、医療の関係、介護の関係、これ本当にまちづくりにつながるものだと思いますので、紀北町で、皆さんで話し合ったことが、その会議に反映されてこそ、真の意味の構想会議に、少し近づくのではないかと思いますので、これについて、是非、努力していただきたい。そして、町民と共に、10年後以降の、この地域の医療について、考えるきっかけをつくっていただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな方からね、意見を聴くというのは、私自身は、何も反対しているわけではなく、むしろ現場へ出てですね、住民の皆さんの声を聴くというのは、私の姿勢なんで、その部分はそのとおりなんですけど、ただ、議論の場とかですね、そういった場へ入っていく時に、これは以前も申し上げたと思うんですが、中国の毛沢東さんだったですかね、情報なくして発言なしという言葉がございます。

だから、一定の議論できる素地がないと、そういった部分では、情報がないとですね、議論しにくいという観点から、私がお話しているだけで、そういった住民の皆さんは現場で、福祉の課長が出ているわけなんで、現場で起きている問題がございますよね。相談に来たり、町民の方はしてますよって、そういうものの問題を持って、その会議へ出ていますので、十分それを吸い上げたうえで、上のそういった会議へですね、出て発言していただくと、そういう意味でございますので、まったく拒否するかと、そういう意味ではございませんので、日々日常の中での住民の意見は、担当課で吸い上げていると、そういうイメージでお話していますので、誤解されたらごめんなさいね。もし、あれやったら、会議に出ております課長もおりますので、ご質疑よろしく。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今回のですね、4回目の会議の中でもですね、パブリックコメントの結果についてで

すね、議論された中で、その会議の議長なんですけど、各自治体で話し合っ、それを調整会議で反映させて欲しい、通知して、知る場がすごく大切、そういう発言もございました。

そして、ほかの方もですね、県の方も、他の地域とのバランスもある、住民の意見を聞く場は各市町で考えていただきたい。そして、また先ほどの議長は、町民の聞く作業を丹念にしてほしい。また紀南委員会の方は、住民の声を吸い上げることを、並行してやってほしい、市町の努力をと発言されております。やはり、この紀北町のことは、紀北町民、町長はじめ皆で責任を持って、ここへ届けてくださいという声が、委員の中で多かったわけです、3月8日に。

是非、先ほどの町長の答弁を一步前進させてですね、地域医療に対する紀北町の新しい歩みになるのではないかと思いますけど、なると思いますし、これらの声に応えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

だから決してね、個々に聞くという、普段日常業務の中で、医療、介護そういったもの全て情報が集まってきているわけですよ、町には、町民の方とお話していますから。そういったものを踏まえた上で、課長が出席して発言するということは、結局、町民の意見を十分吸い上げながら、この紀北に必要なのは、急性期医療なんか、回復期医療なんか、そういったものをですね、十分判断して、今、何が足りないのかということ、住民と接してる課長が十分わかります。保健師さんがおります。そういった意見を持って行くと。そういう全体のことをわかっている人間が、住民の皆さんの意見を持って、その会議へ行って発言する。

そして、先ほど申し上げたように、12月に市、町、県保険者協議会からの意見も聞くというのがあります。これもですね、現場で今、あとで介護の話も出ますけど、そういったものを皆、担当課がいろいろな悩み事を聞き取っております。そういう中でどういうものが当てはまるのかなということを考えながら、我々も意見を言わせていただく。例えば今日、議員からいただいた意見があれば、それも言わせていただく。それで、課長はそういった会議へ行けば、そういう発言もさせていただく、そういう意味ですのでね、よろしくをお願いします。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町長のおっしゃることと、私の思うことは、少しズレがあると思うんですけども、課長も頑張っておられますけれども、なかなか町民を代表して、1人で発言するのは大変だと思われる節もありましてですね、やはり紀北町でも、そういう構想に、地域、未来の10年後、年寄りが増えるんですね。やはり、今までになかった時代を迎えるんですから、その関係者の声を、紀北町としてまとめて、少しでもまとめて、議題に沿って意見を上げていくべきだと思いますけれども、町長の答えは、そういうことでしたので、次に進めて、十分に、果たして伝わるのかどうか、疑問に思いますが、進めていきたいと思っています。すいません。

それでは、介護のほうに進んでいきたいと思っています。

先ほどお答えになった中でですね、週に一度、ワーキングやら、今、勉強をしているところで、まだ、基本的なことは決めていないようなご答弁でした。はたして、この中でどういうところまで進んでおられるのか。進行状況ですね、もう少し具体的にお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私が出席しているわけではございませんので、課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えです。先ほどから要支援1、2が外れるという答弁がございましたけども、正確に言いますと、要支援1、2の方の訪問介護と通所介護が、市町のほうにおいてくるということがございます。その訪問と通所の方なんですけども、現在、月に訪問介護で要支援の訪問介護で60名から70名ぐらい、それから、通所介護で120名前後です。両方、重複している方もおみえです。この方のサービスについては、市町のほうで行うということになっております。

それで、これが新しい総合事業になるんですけども、この総合事業に関しましては、新

しい総合事業の打合せということで、週に1回、役場と紀北町の包括の間で、毎週水曜日に打合せを行っております。それから、もう1つ、今度は日常生活支援総合事業担当者会議というのを、これは月に1回なんですけども、広域連合、尾鷲市さん、それから紀北町の包括、尾鷲の包括さんと協議させていただいております。

それで、この中身なんですけれども、引き続きですね、訪問介護、通所介護、同様のサービスを受けられると残っております。それから、それよりもやや緩和したサービス、それから地域の住民が行うサービス、それから医療サービスとか、そういうものもございませう。その中でですね、今、行っているサービスは、尾鷲市さんと紀北町は同じレベルでいきたいなということで調整させていただいております。その他のサービスにつきましては、包括なりケアマネジャーですね、見てですね、介護認定を受けなくても、今度はチェックリストでも判断させていただきます。

大事なのは、これからなんですけども、もてなしも大事なんですけども、その方の状態によってですね、生活の状態、体の状態によって、自立できるところは、できるだけそこを伸ばしていってもらいたい。1日でも長く、その地域で住んでいただきたいという、そういうサービスが必要と考えております。ですから、その方にあったサービスを提供できるように、本当に細かく分かれるんですけども、その調整でちょっと時間はいただいておりますが、そういう状況でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しく説明いただきました。多様なサービスが、今回ガイドラインで示されておりますけれども、住民の方のサービスとかも必要だと思います。でも、やはり今まで、70名の方ですか、要介護、介護保険法に基づいて、一定の専門の方のですね、介護サービスを受けられておりました。ところが、今回、ボランティアの方とか、資格がなくても受けられるようなサービスが、今回、提案されておりますが、やはりこのことも地域づくりには、必要なんですけれども、介護のサービスとしては、少し選択肢は増えるけれども、介護のサービスはやはり専門家が行うほうが、より住民の方にとっては、充実したサービスだと思いますので、この現行のサービスをですね、重視してやっていただきたいと思いますが、これ町長かな、是非そこら辺のお考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の認識がどうなのかといえば、そうなんですけども、基本的にですね、より多様化していろいろなサービスを受けられると。今までも課長もお話したんですけど、サービスを受けられなくなるという意味ではございませんので、その部分はですね、介護保険の中に、事業やね、そういったことで十分クリアできるし、逆に我々はこういう介護予防とともに、介護に陥る前の予防がありますよね、今、健康、私いつも言っていますけど、そういった部分も兼ねあわせてですね、いろいろなことができる。こういう軽度の方でしたら、そういう教室も行きながらですね、いろいろやったりとか、いろいろなパターンがより多様性がでたと思っていただいたほうが、いかがなんでしょうかね。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

これ要支援1、2の方なんですけれども、多様性は出たけれども、やはり現行のサービスが専門職であり、今までずっと培ってきた方が行うので、やはりこのサービスが一番、皆さんの期待に応えるサービスだと思われま。

千葉県松戸市では、去年の4月に移行しましたがけれども、現行サービスだけをとりあえず実施して、ほかのサービスは時間をかけて検討するということもありますし、岐阜県の中津川市でも、事実上、現行サービスだけで、昨年4月にスタートしております。そういう地域もございます。私は決して、地域の方の力のサービスが落ちるとかは言っておりません。これも地域づくりには、今、地域が、地域力が弱くなってですね、都会みたいに昔の人はどこの人かなというような雰囲気も、地域に出ていますので、これらを機会にですね、地域づくりをしていくことが大事だとは思っておりますけれども、やはり、今まで受けられた要支援1、2の方が、介護保険で専門家の皆さんのサービスを受けておられた、そういうところは、まず第一に守っていただきたい。そういう思いで言っております。もう時間がなくなってきたので、そのところは是非お願いしたいと思います。

そして、今、要支援1、2のデイサービスとヘルパーだけが外れたと言っておりますが、国保の先日、議会事務局に国保の新聞に載っておりました。国は介護保険の要支援外しに続いて、政府は要介護1、2の家事、掃除、車椅子貸与や手すりの設置など、保険から外し、利用料を1割から2割に拡大するなどの、このような改悪を年内に結論を出すように、

議論が進められております。

ますますこの要支援、要介護1、2の方は、特養からはもう、特養には入れなくなりました。そして、この紀北町におきましても、この方たちが一番人数が多いんですね。要支援1、2、要介護1、2の方で、約3分の2の方がおられます。この方を介護保険から外して、市町の事業、別に介護保険のように、きちんと守らなくてもいい。どの町民も頑張らなくてはいけないんですけども、そういう事業に移していったら、一方で年金から高い介護保険料は払っております。これ詐欺じゃないんかという、お年寄りの方もおられます。そういう事態が起ころうとしておりますので、皆さんの命と暮らしを守るためのその役目を、町長に果たしていただきたいと思っております。

そして、何よりもこれらのことも含めて、はたして今、国の進めようとしている、その多様なサービスが本当に介護を受けられる皆さんのサービスの向上につながるのかどうか。もう一度検討していただきたいと思っております。ご回答をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、基本的な部分でですね、介護保険制度は町がつくったわけではないんですよ。ですから、国の中でされております。ですから、我々としたら、その国の中で、議員がおっしゃるように、町民の皆様がいかに今までのサービスで、そして、より良いサービスを受けられるかということをお求めなさいということですよ。国に我々がですね、国会議員でもないんですから、言えないんですよ。そういう中で介護保険制度があって、我々としては今、こう制度が変わりますよという中で、我々は何をすべきかということは、今、言われた、おそらくね、うちの町も、基本的に町が全部支えるということではできません。ほとんどがまず最初にですね、やっぱりそういう今でいう、デイサービス、訪問介護、そういったものをやりながら、町として何ができるかということをお拡大していったり、多様なサービスをどうやって求めていくのかという方向へ行かざるをえません。

だから、議員がおっしゃるように、極論しているという悪いんですけども、全部、どんどん悪くなっていくんだよというばかりじゃなしに、今、よその市町も、なぜその今のサービスを継続しながら、新たなものを求めていくかと。そんな直ぐにね、できませんわ。ですから、そういう住民の皆さんの思いを、十分踏まえたうえで、できるところを、より今よりいいところは、町でもサポートできるところはやりましょうよという考えだと、

とっていただきたい。

決して、我々はマイナスのほうに、足を引っ張ろうという動きはしませんので、介護保険の国で決まることはわかりませんよ。我々の町としたら、一生懸命そういう方に手厚くさせていただきたいと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

改めてすいません。介護給付のことを頑張れといっているんじゃないかって、地域支援事業で、町が責任を負わなければならないところを、頑張っていたきたいと、私は言ったつもりなんです。よろしくお願いします。

続きまして、時間がないので、2つ目の質問に移らせていただきます。

地域の経済効果を高め、雇用につながる取り組みについて。昨年9月でも、嘱託職員への5年ごとの試験を、本当に特別な瑕疵がなければ、実施しないように、私は求めました。

これについて、町長の答えは、雇用の固定化によって、新しい雇用が生まれない。雇用の機会均等を図るためにも、試験を行うことをご理解くださいというものでした。それで、今回、2月に広報にも、たくさんの方の嘱託職員の募集が載りました。たくさんの方が試験を受けました。予定人員を大幅に上回る応募があったと聞いております。これによって、結果的に町長のおっしゃる雇用機会の均等が図られたかもしれませんが、限られた職業の枠の中で、町内に住む求職者の方が、競わされる結果となり、失職されることが現実に起こってしまいました。

試験をすること自体、それが目的であるとおっしゃるかもしれません。また、5年で契約が切れ、全員が平等に試験を受ける権利を与えているという町長のお考え。でも、一方で、落ちたことによって、この小さな町の、小さな集落で、試験に落ちたと、このことを背負って生きていかなければならない、元の嘱託職員の方を生み出すことにつながることも、十分に考えられます。

それらを踏まえて、9月議会で、雇用されている皆さんの思いも、是非くみ取っていただきたい。嘱託職員についても、心を砕いていただきたいと私は訴えました。また、このようなことが懸念される中でも、町長はこの試験はこれからも続けていく予定でしょうか。嘱託職員の皆さんの多くは女性であります。女性活躍の観点からも、このような試験はな

くしていくべきだと、私は思いますが、お伺いします。

同時に嘱託職員の給与につきまして、合併前からの嘱託職員の方は、10年間、この町のために尽くして、働いてこられたわけですが、給与については合併後に採用された嘱託職員よりも少し高い給料が支払われておりました。今回、試験と同時に契約が更新されることにより、給与水準を他の嘱託職員と同額にし、平等にするという理由で、合併前からの嘱託職員の方の給料が下がります。もともと給料については、嘱託職員本人の意思を反映することは当然できませんが、今回、平等にするという名の下に、事前に皆さんに説明することもなく、彼女らに何の落ち度もなく、給料が下がるという不利益が生じました。平等にするというならば、高いほうの水準にあわせるべきではないでしょうか。そもそも紀北町の嘱託職員の給与は、県下でも高いほうであると、町長はいつもおっしゃられております。

せっかく高い基準であるなら、県下で1番をめざして頑張って、県下の見本となるようなまちづくりをしようではありませんか。また、それにより地域への経済効果が、さらに高まることも考えられます。嘱託職員の実態について、町長の考えをお伺いいたします。

2. 正規職員化を求めます。これまでも述べてきたように、そもそも嘱託職員の募集には、人がたくさん応募するのも、正規職員の募集が少ないということが、関係しているとも考えられます。正規職員については、今年は8人の方が退職されます。新規採用は5人だと伺っております。3人の正規職員が減ることになるのではないかと思います。

このように正規職員を減らしていくことは、仕事を求めて地元に戻ってきた若者に、嘱託職員としての不安定な雇用を押しつける結果となるかもしれません。9月議会の町長のお答えは、マンパワーが足りない部分も含め、次期定員適正化計画でも、弾力的に踏まえたものにしたいというお答えがありました。なぜ、今年、正規職員を3人減らしたのか。一方で嘱託職員の方は増えていると思います。これは何を意図したものか、疑問でなりません。

是非、正規職員の数を増やし、最低でも減らすことのないように努力をしていただきたいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

引き続き、二度目ということですね、私もちょっと気合を入れて答えさせてもらい

ます。基本的にね、近澤議員おっしゃっているのね、私は矛盾しているとしか考えられないんですよ。あっちではこう言い、こっちではこう言う。そういう形が、私からすると捉えられるんですよ。

つまり片方ではですね、今、44名ですか、公募あったよね、チャンスはあったよねというのを言いながら、今、受けられた新たな方が落ちた、可哀相やねと言いますよね。でも受けた人というのは、皆、平等なんですよ。そういう中で、皆、平等で試験を受けて、平等でやらないと、逆にね、話を聞いて、その10年選手をですね、大事にしろ。差別しろというようなことです。平等さがないんですよ。その人たちを大事にしろということは、逆にほかの人から見れば、この合併10年、10年のそういう条件で働いてきているわけですよ。新しい方がどんどん、毎年入ってきているわけなんです。

なんで、じゃあその方だけ、厚遇されておるのか、優遇されておるのか。話、他の方からみたらそうなりますよね。でしょう。だから、そういった部分をですね、片方から見れば、確かにそうなんです。でも、新たな雇用を思うと、例えば都会へ出て行って、短大を出たよ、学校を出たよという方が戻りたい。戻る時に、固定化してしまえば、受けるチャンスがまったくなくなってしまうわけですよ。

でも、そこでやっぱり民主主義の中で競い合い、平等な試験を受けて、それを越えてくるということはですね、それは個人の努力です。やっぱりその努力をしていただいた方は受かります。落ちた方は努力しなかったというわけではないんですよ。そういう意味ではないんですけど、やはりそういったものをすることによって、きちりとその皆さんが、普通日常の業務も、勉強もやると。これはですね、平等性の観点からしても、やはりそういうことは大事だと思います。

それと、10年、結局、特例加算という形で、合併当時、その時の首長はどういうお話をしたのかもしれませんが、10年間だけ特例でいきますよと、経過措置ですよという話でやっているんですから、もう今、紀北町になってから、こういう雇用条件で募集しますよという中でやっているんですから、それを承知のうえで、受験されているわけですよ。10年の優遇、はっきり言います。5,000円、高かったわけなんです。その5,000円ね。ずっと守り続ける、これもおかしな話だと、私からすれば思いますんで、やっぱりきちり紀北町になったルールに基づけば、そういう雇用条件なり、そういうものをわかった上で受けていらっしゃるんで、それはそれでいいのではないかなと、私は思いますし、いろいろな方に門戸を広くして、例えば近澤さんの娘さんが、都会から帰ってきた、紀北町の

役場の職員へ入りたいよ、嘱託ですよ。もう、だめだめ、今までの人が入っておるから、もう無理なんですよと、そういう話になのかということですね、私としては、やっぱりいろいろな方に、平等のチャンスを与えたいなど、これは普通の考えだと思うんですけどね、私自身はね。それと、正職の話なんですけど、正職もですね、正職としての正規職員としての責任、それぞれ業務内容、それぞれございます。だから、今、嘱託の方も100名以上いらっしゃるんですけども、それは正規職員を受けるチャンスを、我々は閉ざしているというわけではないので、正規職員をめざしたい方は、正規職員へいけばよろしいと思います。ただですね、それぞれ人には人の職種にあった、それぞれの考え方、能力、それから条件に対する考え方というのはあるんで、だから、正規職員としてのやるべきだと、嘱託職員としてやるべきこと。そして、臨時的な任用されている方、それぞれのことがですね、それぞれにあわせた方が受験されているわけです。

これは正規職員はですね、今の嘱託をどんどん増やしていく。逆にいうたら、今、嘱託職員やめなさいという話になるんですよ、正規職員。今の嘱託職員の方が、正規職員を受けて、そのまま受かるんならよろしいですけど、なかなかそういうこともいかないのが現実です。それぞれに自分にあわせた位置、それぞれの会社へ行っているわけですから、だから、そういうことからすると、我々は正規職員をただ、ただ嘱託職員を減らして、正規職員にしてください。極端に言えば正規職員はずっと給料があがっていきます。でも、一定の事務であれば嘱託職員さんでいいところは、それはそれでカバーするのが経営というものだと思うんですよ、私。

だから、そういうことからすると、正規職員も多いにこしたことはないんです。各課は課長おりますけども、全部喜びます。皆、何言われるかということ、1人増やしてくれ、2人増やしてくれと、せめて臨時さんを置いてくださいというのが、みんな課長の言い方なんです、人事とかになると。でも、それは我々経営という観点からすると、やっぱり紀北町を守っていかなければいけないと、逆に後年度の人たちに負担かけるわけですよ、子どもたち、今の子や孫に。そういうことのないように、定員適正化計画もやりながら、どういう方をお雇いして、正規職員をどれだけ、嘱託職員どれだけというようなこともですね、計画的にやっていくのが、普通の、行政のみならず、会社のやり方だと思うんですけどね。えらい話が飛びましたけども、どうもすいません。

瀧本攻議長

近澤議員、2分しかないので、まとめてください。

7番 近澤チヅル議員

町長の行政を守っていくというお話と、また、私は働く人の立場で、ものを言っておりますので、どこまでいって、やはり労使交渉という、公務員の世界にはないんですけども、そういうところには、話に溝があると思います。でも、やはりこの試験制度はですね、やめていく方向で、検討もしていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

そして、今回、何故、上のその人たちを平等にするんなら、なぜ、同じように上げなかったのか。合併の皆さんの、そうしたら不利益なんか生じないし、皆さんが今回、少しでも上がるんですね。10年前から勤めていた方だけが下がるんです。やはり職場の中に、頑張ろうという気持ちが、少し薄れるのではないかと思います。

そして、町長の考えを最後に。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にね、下がっているわけじゃないんです。下げたわけじゃない。紀北町になってから、ずっと同じことで雇用をやってきておる、10年その間、受けた方が。それと、我々はそういう人たちに対しても、年々上げていったりしています。それで、今年予算出ますよって、2,500円上がりました。そして、自治労かなんかのあれでは、三重県でもトップクラスなんです、うち。それで、だから2,500円上げることによって、ひょっとしたらトップになるかもわかりません。それぐらい我々は、紀北町としての10年の中で、雇用しているんですよ。だから、今、10年に合わすんなら、1年目からそこへぐっと合わすべきだと、むしろね。

紀北町になってから、1年目から雇用が生れているわけなんで、嘱託。だから、ここ10年の選手が受け変えたから、10年の選手にあわせて、そこだけ、例えば、今年受けた子だけ、それに合わすというわけにいかんでしょ。それはもう10年間、ずっとそういう雇用の形態が生れてきているんで、それで、次、働いた子もそういう雇用形態の中で働くということなんで、そういうことなんですよ。

ここはちょっと理解してほしいなと思います。それと、働く人の立場を考えれば、実際そうなんですけど、低い人の方、それから、働きたい人のね、受けたいという人の立場を、結局シャットアウトすると。44人を今度しないよという話になってしまいますんで、募集しないよと。そういうことから考えるとですね、それはどんどんしたい、正職員も増やし

たり、それは気持ちはよくわかるんですけども、やはり現実をもっと見ていただいでですね、議論していただいた時には、ちょっと今の近澤議員の意見に対しては、私は素直にそうですねとか、検討しますというお話はできないと思います。

瀧本攻議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。着席してください。

瀧本攻議長

これで本日の会議を閉じます。

なお、原隆伸君ほか4名の質問者については、16日の本会議の日程といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時 16分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成28年8月9日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑正量